さつま町公営住宅等長寿命化計画

改定版

概要書

平成 30 年 2 月

さつま町建設課

目 次

| 第1章.公営住宅等長寿命化計画の策定目的1 |
|---|
| 1-1. 計画策定の背景1 |
| 1-2. 計画策定の目的2 |
| 1-3. 計画の位置づけ 2 |
| 1-4. 計画の期間3 |
| 1-5. 対象となる公営住宅等3 |
| 1-6. 公営住宅等長寿命化計画策定の進め方4 |
| 第0 |
| 第2章 町営住宅の現状 |
| 2-1. さつま町の町営住宅の概要5 |
| 1. 町営住宅の立地状況 |
| 2. 町営住宅の概要 |
| 3. 町営住宅の入居者の状況11 |
| 第3章. 長寿命化に関する基本方針13 |
| 3-1. 町営住宅に関する課題の整理13 |
| 3-2. 長寿命化に関する基本方針15 |
| 第4章.公営住宅等長寿命化計画の事業手法の選定16 |
| 4-1. 事業手法の選定フロー |
| 4-1. 事業予伝の選定プロー 10 4-2. 公営住宅の需要見通しに基づくストック量の推計 17 |
| 4-2. 公宮任宅の需要見通しに基づくストック重の推訂 |
| 1. 行来ペトック 重の推計 |
| |
| 4-3. 団地別住棟別の事業手法の選定 |
| 1. 1次判定 |
| 2. 2次判定 |
| 3. 3次判定 |
| 4. 判定結果のまとめ |
| 第5章. 事業手法別の実施方針 |
| 5-1. 点検の実施方針28 |
| 5-2. 計画修繕の実施方針28 |
| 5-3. 改善事業の実施方針29 |
| 5-4. 建替事業の実施方針30 |
| 5-5. 用途廃止の実施方針30 |
| 第6章. 長寿命化のための事業実施予定一覧31 |
| - 第7字 - スノフルノカル・ラットトスの始述が用の第11 |
| 第7章. ライフサイクルコストとその縮減効果の算出 |
| 7-1. ライフサイクルコストとその縮減効果算出の考え方 |
| 7 - 2. ライフサイクルコスト縮減効果の算出結果 |

第1章. 公営住宅等長寿命化計画の策定目的

1-1. 計画策定の背景

平成18年6月、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定されました。この住生活基本法の制定により、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道すじが示されました。

国民の居住ニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来、環境制約の一層の高まり等様々な課題を抱える21世紀の我が国において、住生活基本法に掲げられた基本理念にのっとり、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図るとともに、フローの住宅建設を重視した政策から良質なストックを将来世代へ継承してくことを主眼とした政策へ大きく舵を切っていくことが不可欠です。

このようなストック重視の社会的背景のもと、公営住宅等の分野については、厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅等の需要に的確に対応することが地方公共団体の課題となっています。

公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要です。

これらを踏まえ、公営住宅等においては、点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの縮減をめざし、公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進していくため、平成21年3月に公営住宅等長寿命化計画策定指針が策定されました。

平成21年3月の指針の策定以降、公営住宅を取り巻く住宅や公共施設等の全般的な取組として 以下の計画等が策定されており、公営住宅等長寿命化計画の策定にあたっては、これらとの整 合を意識する必要があります。

- ●住生活基本計画(全国計画)/国土交通省/平成18年9月、改訂平成23年3月、平成28年3月
- ●インフラ長寿命化基本計画/インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議/平成 25年11月
- ●国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)/国土交通省/平成26年5月
- ●公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針/総務省/平成26年4月
- ●社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会における提言/平成27年2月

上記に示す計画や社会動向の変化を踏まえて、平成28年8月に公営住宅等長寿命化計画策定指針が改定されました。主な改定内容は、「点検、データ管理、計画修繕」「事業手法の選定」「LCC(ライフサイクルコスト)算定手法」となっています。

1-2. 計画策定の目的

さつま町においては、安全で快適な住まいを長期に亘って確保するため、修繕、改善、建替などの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善計画を定めることで、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として、平成24年2月に「さつま町公営住宅等長寿命化計画(以下 既往計画と称します)」を策定しています。

既往計画では計画期間を平成24年度から平成33年度の10年間と定め、概ね5年後に見直しを 行うものとしており、現在、計画策定後5年を経過しています。

また、先に示したように、平成28年8月に公営住宅等長寿命化計画策定指針の改定が行われています。

これらを踏まえ、公営住宅等長寿命化計画策定指針の改定に基づいた、既往計画の改定を行うものとします。

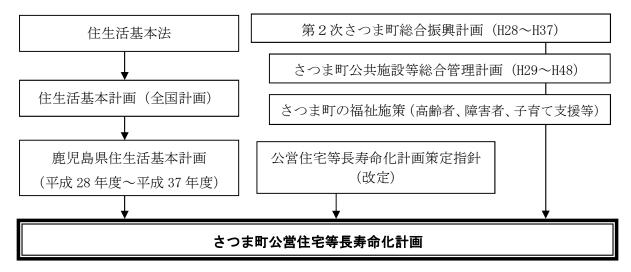
1-3. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次さつま町総合振興計画」、「さつま町公共施設等総合管理計画」、「鹿児島県住生活基本計画(平成28年度~37年度)」などの上位計画との整合を図りつつ、国土交通省住宅局が示した「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)平成28年8月」を踏まえ、今後のさつま町の公営住宅等の活用や長寿命化を図るための指針を示すものとなります。

また、公営住宅は、平成19年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(略称住宅セーフティネット法)」において、低額所得者以外に、高齢者、障害者、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいとして中核的な役割を果たすことが位置づけられています。

従って、今後は高齢者施策、障害者施策、子育て施策等との連携も一層重要となるため、これらの関連計画との整合にも留意する必要があります。

また、「公営住宅等整備事業対象要綱」及び「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」において、「公営住宅等の建設や改善事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること」と規定されていることから、本計画は、当該事業に対する助成の前提となる計画となります。



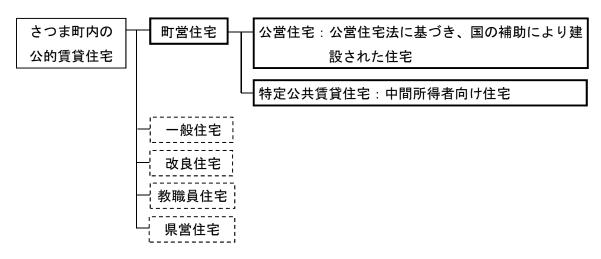
1-4. 計画の期間

公営住宅等長寿命化計画は、その計画期間を10年以上とすることが条件となっていることから、本計画では計画期間を平成30年度~39年度の10年間とし、概ね5年後に計画を見直すものとします。

1-5. 対象となる公営住宅等

さつま町内に立地する公営住宅等は、さつま町が管理する町営住宅(公営住宅、特定公共賃貸 住宅)、一般住宅、改良住宅、教職員住宅、及び鹿児島県が管理する県営住宅があります。

本計画では、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の基幹事業の対象となる町営住宅(公営住宅、特定公共賃貸住宅)について定めるものとします。



本計画の対象となる町営住宅は、平成29年8月31日現在、公営住宅が47団地・159棟・管理戸数440戸、特定公共賃貸住宅が4団地・24棟・管理戸数26戸となっています。

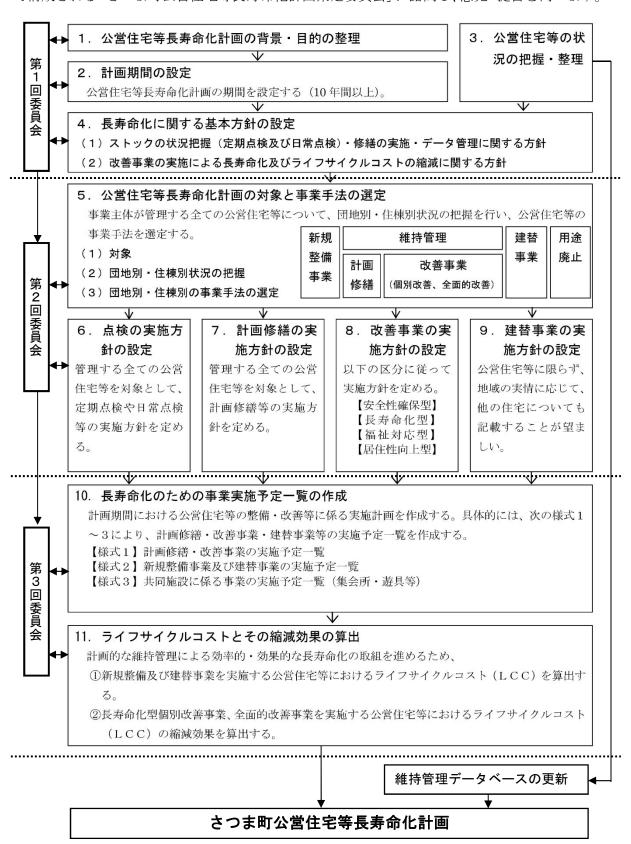
計画対象となる町営住宅の団地数、住棟数、管理戸数

| | 団地数 | 住棟数 | 管理戸数 |
|----------|-----|-----|------|
| 公営住宅 | 47 | 159 | 440 |
| 特定公共賃貸住宅 | 4 | 24 | 26 |
| 計 | 51 | 183 | 466 |

1-6. 公営住宅等長寿命化計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、以下の手順に従って進めるものとします。

なお、計画策定にあたっては、計画の各段階において、さつま町の住宅政策に関わる担当部局で構成される「さつま町公営住宅等長寿命化計画策定委員会」に諮問し、意見・提言を伺います。



第2章. 町営住宅の現状

2-1. さつま町の町営住宅の概要

1. 町営住宅の立地状況

さつま町の町営住宅は、平成 29 年 8 月 31 日現在、51 団地・管理戸数 466 戸で、内訳は、公 営住宅が 47 団地・440 戸、特定公共賃貸住宅が 4 団地・26 戸となっています。

地域別にみると、宮之城地域は、特定公共賃貸住宅が2戸のみで殆どが公営住宅であり、特定 公共賃貸住宅は鶴田地域、薩摩地域に計4団地あります。

さつま町の町営住宅の団地数、住棟数、管理戸数

| | | | 団地数 | 住棟数 | 管理戸数 |
|---|-------|----------|-----|-----|------|
| | | 公営住宅 | 47 | 159 | 440 |
| さ | つま町総数 | 特定公共賃貸住宅 | 4 | 24 | 26 |
| | | 計 | 51 | 183 | 466 |
| | | 公営住宅 | 33 | 104 | 300 |
| | 宮之城地域 | 特定公共賃貸住宅 | (1) | (1) | 2 |
| | | 計 | 33 | 104 | 302 |
| | | 公営住宅 | 5 | 38 | 83 |
| | 鶴田地域 | 特定公共賃貸住宅 | 1 | 12 | 12 |
| | | 計 | 6 | 50 | 95 |
| | | 公営住宅 | 9 | 17 | 57 |
| | 薩摩地域 | 特定公共賃貸住宅 | 3 | 12 | 12 |
| | | 計 | 12 | 29 | 69 |

注;()は内数

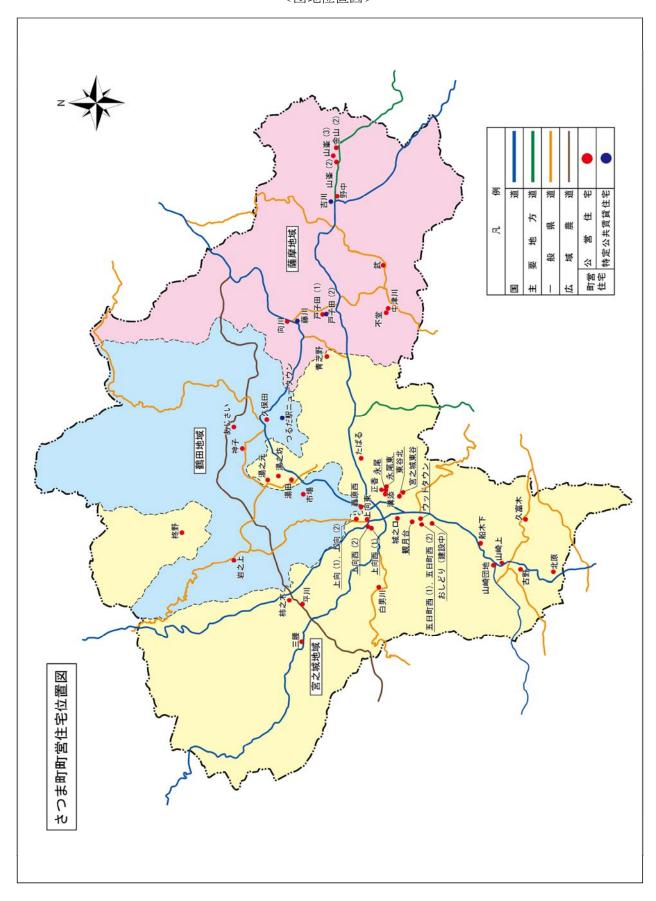
資料:さつま町建設課資料

なお、旧五日町団地(公営住宅)の建替事業として、「おしどり団地(公営住宅):30 戸」の建 設が現在進められています。

また、さつま町内には県営住宅が3団地・管理戸数98戸あり、全て宮之城地域に立地しています。

さつま町の県営住宅の団地数、管理戸数

| | 団地数 | 管理戸数 |
|-------------|-----|------|
| さつま町総数 | 3 | 98 戸 |
| 県営ウッドタウン宮之城 | 1 | 45 戸 |
| 県営若草団地 | 1 | 24 戸 |
| 県営観月台団地 | 1 | 29 戸 |

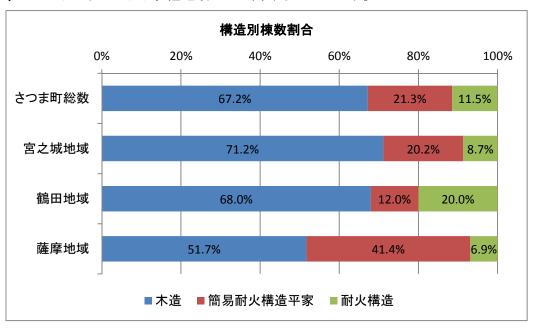


2. 町営住宅の概要

(1) 構造別棟数

構造別棟数は、木造が最も多く 123 棟で全体の 67.2%を占め、次いで簡易耐火構造平家が 39 棟・21.3%、耐火構造が 21 棟・11.5%となっています。また、耐火構造の内訳では、2 階以下の 低層の占める割合が高くなっています。

地域別にみると、各地域とも木造が占める割合が最も高いですが、薩摩地域では簡易耐火構造平家が 41.4%となっており、他地域に比べ高くなっています。

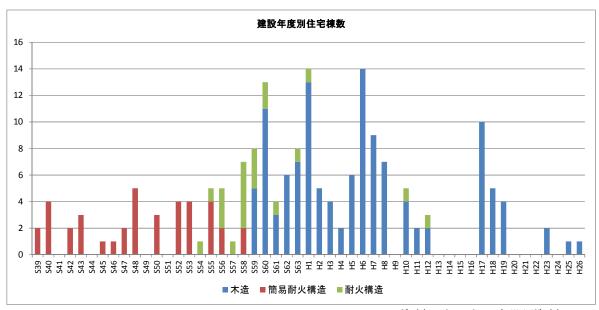


資料: さつま町建設課資料

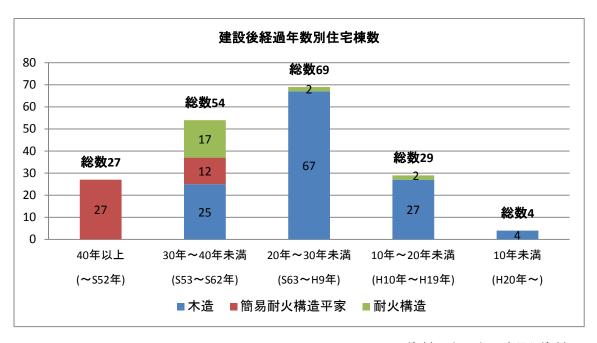
(2) 建設年度別・構造別棟数

さつま町の町営住宅は、昭和 60 年度から平成 8 年度にかけて多く建設されており、その殆どは木造となっています。

建設後の経過年数をみると、建設後 20 年以上 30 年未満の住宅が最も多くなっています。また、40 年以上経過した住宅は全て簡易耐火構造平家となっています。



資料:さつま町建設課資料



資料:さつま町建設課資料

公営住宅法に定める住宅の耐用年限(木造30年、簡易耐火構造平家30年、耐火構造70年)の状況をみると、全183棟のうち耐用年限を経過している住棟は64棟で全体の35.0%を占めており、内訳は木造25棟、簡易耐火構造平家39棟となっています。

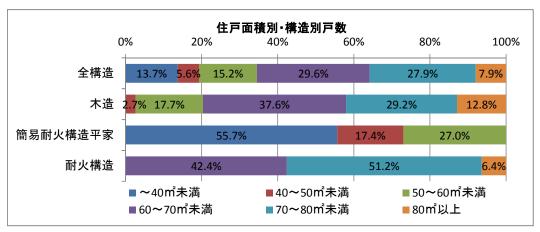
耐用年限に達していない住棟は 119 棟で 65.0%となっています。このうち、公営住宅法で 建替が可能となる耐用年限の 1/2 を経過している住棟が 81 棟ありますが、そのほとんどは木 造となっています。

(3) 住戸専用面積別·構造別戸数

住戸専用面積別・構造別戸数の分布をみると、60~70 ㎡未満が全体の 29.6%と最も多く、次いで 70~80 ㎡未満が 27.9%と続いており、60 ㎡以上が全体の 65.4%を占めています。

一方で、最低居住面積水準 40 m^2 (世帯人数 3 人)に満たない住戸が 13.7%を占めており、そのすべてが簡易耐火構造平家となっています。

構造別にみると、木造は60 ㎡以上が79.6%を占めているのに対し、簡易耐火構造平家は全て60 ㎡未満となっています。耐火構造は全てが60 ㎡以上となっています。



資料:さつま町建設課資料

(4) 空家の状況

公営住宅等の全管理戸数 466 戸のうち、実質空家数は 37 戸、政策空家 (建替や住戸の改善事業などを行うため募集を停止している結果生じた空家) は 26 戸となっています。

町営住宅の空屋戸数

平成29年9月22日現在

| | | | | | 空家総数 | | | | |
|---|-------|----------|------|----|------|------|--|--|--|
| | | | 管理戸数 | 総数 | うち | うち | | | |
| | | | | 花釵 | 政策空家 | 実質空家 | | | |
| | | 公営住宅 | 440 | 63 | 26 | 37 | | | |
| 3 | つま町全体 | 特定公共賃貸住宅 | 26 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 計 | 466 | 63 | 26 | 37 | | | |
| | | 公営住宅 | 300 | 43 | 24 | 19 | | | |
| | 宮之城地域 | 特公賃 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 計 | 302 | 43 | 24 | 19 | | | |
| | | 公営住宅 | 83 | 11 | 2 | 9 | | | |
| | 鶴田地域 | 特定公共賃貸住宅 | 12 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 計 | 95 | 11 | 2 | 9 | | | |
| | 薩摩地域 | 公営住宅 | 57 | 9 | 0 | 9 | | | |
| | | 特定公共賃貸住宅 | 12 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 計 | 69 | 9 | 0 | 9 | | | |

資料:さつま町建設課資料

(5)募集状況

さつま町では空家が生じた時点で年に3回程度、定期的な入居募集を行っています。 平成23年度以降の募集及び入居の状況をみると、平成23年度から平成25年度までは募集倍率が0.93~1.68倍で推移していましたが、平成26年度以降は0.5倍程度で推移しています。 入居率は、いずれの年度も1.0を下回っています。これは、募集数に対して、公営住宅の入居基準を満たす応募者が少ないことが原因として考えられます。

公営住宅の募集・入居状況

| | | 定期募集 | | | | | | P±π± | ı II |
|----------|---------------|------|------|------|------|---------|-------|----------|----------|
| 年度 | 募集 | 募 | 集 | 状 | 況 | 入居 | | 随時 入居 | 入居 総数 |
| 十 及 | 一 | 町内 | 町外 | 計 | 倍率 | 戸数 ① | 入居率 | 入店 ② | 1)+2) |
| 平成 23 年度 | 25 戸 | 35 人 | 7 人 | 42 人 | 1.68 | 17 戸 | 68.0% | 4戸 | 21 戸 |
| 平成 24 年度 | 46 戸 | 37 人 | 7 人 | 44 人 | 0.96 | 28 戸 | 60.9% | 9戸 | 37 戸 |
| 平成 25 年度 | 41 戸 | 28 人 | 10 人 | 38 人 | 0.93 | 17 戸 | 41.5% | 13 戸 | 30 戸 |
| 平成 26 年度 | 32 戸 | 12 人 | 2 人 | 14 人 | 0.44 | 12 戸 | 37.5% | 9戸 | 21 戸 |
| 平成 27 年度 | 36 戸 | 12 人 | 5 人 | 17 人 | 0.47 | 10 戸 | 27.8% | 14 戸 | 24 戸 |
| 平成 28 年度 | 22 戸 | 10 人 | 1人 | 11人 | 0.50 | 10 戸 | 45.5% | 6戸 | 16 戸 |

資料:さつま町建設課

(6) 町営住宅の整備状況

過去 10 年間の公営住宅等の建替新規整備としては、平成 23 年度の「たばる団地:4戸」と 平成 25 年度~26 年度の「山崎団地:10戸」の2団地となっています。

また、旧五日町団地の建替事業として、「おしどり団地:30戸」が、現在建設中です。

改善事業は、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金等の国の助成や、町単独費を活用して、トイレの水洗化、外壁塗装、屋根防水などの改善を行っています。

また、町の単独費で、浄化槽の補修、給湯器・換気扇などの取り換え、漏水の補修などを行っています。

過去 10 年間の社会資本整備総合交付金等による建替・改善実績

| 年度 | 地域 | 団地名 | 改修内容 |
|-----------------|-----|-----------------|------------------|
| 平成 20 年度 富之城 鶴田 | | 上向団地(1) RC | 外壁塗装及び屋上防水 |
| | | 岩之上団地 | 外壁塗装及び屋上防水 |
| | 宮之城 | 五日町西団地1号 | 外壁塗装及び屋上防水 |
| 平成 21 年度 | 宮之城 | 五日町西団地2号 | 外壁塗装及び屋上防水 |
| 平成 21 平皮 | 宮之城 | 溝添団地 | 外壁塗装及び屋上防水 |
| | 薩摩 | 野中団地 | 屋根塗装及び外壁改修塗装 |
| | 薩摩 | 向川団地 | 浄化槽改修(単独を合併) |
| 平成 22 年度 | 宮之城 | 山崎上・永尾・永尾東・青芝野・ | 外壁及び屋根塗装 |
| | 呂之城 | 柿之木・柊野団地 | 介型及 の座似型表 |
| 平成 23 年度 | 宮之城 | たばる団地 | 旧広瀬団地の建替整備 |
| 十成 23 千皮 | 鶴田 | 久保田団地 | 外壁及び屋根塗装 |
| | 宮之城 | 山崎団地1号棟 | 旧山崎団地の建替整備 |
| 平成 25 年度 | 宮之城 | 上向団地(2) 木造 | 外壁及び屋根塗装 |
| | 宮之城 | 上向西(2)団地 | 外壁及び屋根塗装 |
| | 宮之城 | 山崎団地2号棟 | 旧山崎団地の建替整備 |
| 平成 26 年度 | 宮之城 | 船木下団地 | 外壁及び屋根塗装 |
| | 宮之城 | 北原団地 | 外壁及び屋根塗装 |
| 平成 28 年度 | 鶴田 | あじさい団地 | 外壁及び屋根塗装(町単独費) |
| 平成 29 年度 | 宮之城 | おしどり団地 (建設中) | 旧五日町団地の建替整備 |

資料: さつま町建設課資料

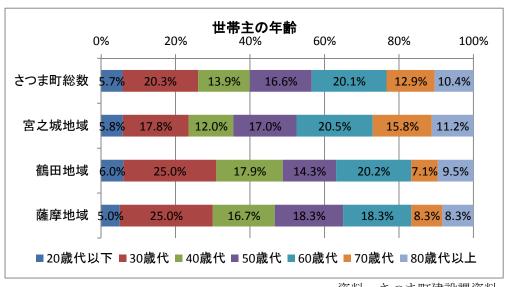
3. 町営住宅の入居者の状況

(1)世帯主の年齢

世帯主の年齢層は、さつま町総数では 30 歳代が 82 世帯・20.3%で最も多く、次いで 60 歳 代が81世帯・20.1%、50歳代67世帯・16.6%と続いています。

地域別にみると、宮之城地域では、世帯主が60歳代以上の占める割合が47.5%となっており、 鶴田地域 36.8%、薩摩地域 34.9%と比較して高くなっています。

一方で、鶴田地域、薩摩地域では30歳代が占める割合が宮之城地域より高くなっています。



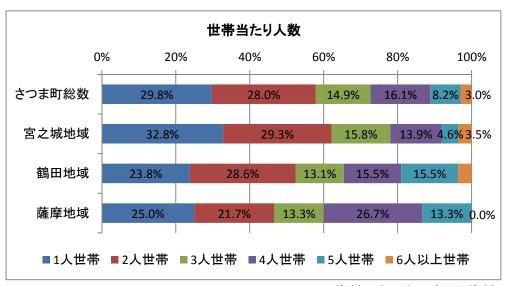
資料: さつま町建設課資料

(2)世帯あたり人数

世帯あたり人数は、さつま町総数では単身世帯が 120 世帯・29.8%で最も多く、次いで 2 人 世帯が113世帯・28.0%、4人世帯が65世帯・16.1%と続いています。

地域別にみると、宮之城地域の単身世帯と2人世帯の割合の合計が62.1%と、他地域と比較 して高くなっています。

一方で、薩摩地域では、4人世帯の割合が高くなっています。

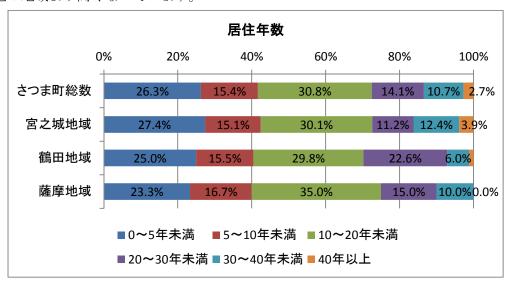


資料: さつま町建設課資料

(3)居住年数

居住年数は、さつま町総数では、10~20 年未満が 124 世帯・30.8%ともっとも多く、次いで、5 年未満が 106 世帯・26.3%、5 年~10 年未満が 62 世帯・15.4%と続いています。

地域別にみると、鶴田地域では 20~30 年未満の世帯が、薩摩地域では 10~20 年未満の世帯 が他の地域より高くなっています。



資料:さつま町建設課資料

(4) 収入基準別世帯数

公営住宅の政令月収別の世帯数は、収入分位 25%以下の原則階級である世帯数は 323 世帯で 85.6%、収入超過世帯は 51 世帯で 13.6%となっています。

原則階級世帯に裁量世帯を加えた世帯数(公営住宅法で規定される入居資格を満たす世帯)は、347世帯で92.0%となっています。

公営住宅入居者の収入分位別世帯数 平成29年8月31日現在

| 政令月収 | 収入分位 | 世帯数 | 構成比 | |
|-------------------|----------|-----|--------|--|
| 104,000 円以下 | 0~10% | 267 | 70. 7% | |
| 104,001~123,000 円 | 10~15% | 24 | 6.4% | ▶ 原則世帯 |
| 123,001~139,000 円 | 15~20% | 20 | 5.3% | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| 139,001~158、000円 | 20~25% | 12 | 3. 2% | J |
| 158,001~186,000 円 | 25~32.5% | 15 | 4.0% | |
| 186,001~214,000 円 | 32.5~40% | 9 | 2.4% |] " " |
| 214,001~259,000 円 | 40~50% | 9 | 2.4% | │ |
| 259,001 円以上 | 50%~ | 18 | 4.8% | |
| 未申告 | | 3 | 0.8% |) |
| 総数 | | 377 | | |

資料: さつま町建設課資料

*原則世帯:公営住宅法に定める政令月収が158,000円以下の世帯

*裁量世帯:政令月収が158,001円~214,000円の世帯で、高齢者、障害者、小学校就学前の子供がいる世帯

第3章。長寿命化に関する基本方針

3-1. 町営住宅に関する課題の整理

1. 既存町営住宅ストックの有効活用

現在、さつま町の町営住宅 183 棟のうち、64 棟・35.0%が耐用年限(木造 30 年・簡易耐火構造平家 30 年、耐火構造 70 年)を現時点で超過し、特に、昭和 40 年代に建設された簡易耐火構造平家については、躯体などの構造的な老朽化や居住水準、設備の劣化などが問題となっています。

このことから、耐用年限を超過した住宅については、事業バランスの調整を勘案しながら、用 途廃止や計画的な集約化による建替など、今後の対応方針を明確にすることが求められています。

さらに、耐用年限の 1/2 を経過している住宅が 81 棟 (木造 75 棟、耐火構造 6 棟) 存在するため、これらの町営住宅においては、住宅の延命化を目指した長寿命化型の改善とその実施によるライフサイクルコストの低減化が求められています。

さつま町の厳しい財政状況からみると、多くの資金を必要とする政策の実施は難しい状況にあ り、町営住宅の改善や維持管理に必要な財源の確保が非常に厳しい状況になってきます。

このため、計画的な維持管理計画(点検、修繕)のもと、改善や維持修繕などに要する費用の縮減や平準化が求められています。

2. 居住水準の向上による快適性の確保

さつま町の町営住宅には、国が定める1世帯3人の最低居住面積水準である住戸専用面積40㎡に満たない住宅が64戸、全体で13.7%存在し、これらの全てが簡易耐火構造平家で耐用年限を超過しており、躯体や設備等の老朽化に加え、トイレの水洗化が未対応の状況となっています。これらの町営住宅については、建替などによる住宅内設備、生活空間の向上を図ることや、居住水準の比較的高い公営住宅等への住み替えを誘導するなどの対応が求められています。

3. 高齢化への対応

町営住宅入居者の世帯主の年齢は、30歳代が全体の20.3%と最も多い状況となっていますが、60歳代以上の占める割合が43.4%を占めています。また、さつま町の平成27年の高齢化率は37.9%と一貫した増加傾向にあり、これに伴い町営住宅入居者の高齢化もますます進むことが予想されます。

このようなことから、高齢者の居住に対応した、住宅内部の段差解消や住棟内の円滑な移動の ためのバリアフリー化などの設備改善について検討するとともに、高齢者世帯の増加に対応した シルバー住戸の確保が求められています。

4. 入居世帯の動向を見極めた供給体制

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して公平かつ的確に住宅を供給することにあります。 さつま町の公営住宅における収入基準別世帯数に占める収入超過世帯は27世帯(裁量世帯を除く)、7.2%となっており、公営住宅の本来の役割から大きく逸脱した傾向にはなってはいません。 しかしながら、景気の動向などで収入が減少することにより、住宅に困窮する世帯が増加する 可能性があるとともに、一人親家庭、障害者などへの対応も必要となります。

さつま町の総人口は減少の一途をたどっており、将来人口推計においてもその傾向が続くものと予想されていますが、高齢者世帯の増加や定住促進施策の推進など、町営住宅に求められる多様な役割に的確に対応する必要があります。

このようなことから、厳しい財政状況の中でも、町営住宅の需給動向を見定めながら、将来を 見据えた供給計画を定める必要があります。

3-2. 長寿命化に関する基本方針

町営住宅の長寿命化に関する基本方針は、国・県における公営住宅の役割やストックの活用方針及び長寿命化に向けた基本的方向、さつま町の町営住宅の現状と課題を踏まえ、以下のとおり定めます。

基本方針1:住宅困窮者の居住の安定確保に向けた対応

- 自力では適正な水準の住宅を確保することが難しい低所得者や、高齢者、障害者、自然災害等による被災者などに対し、公平かつ的確な町営住宅の供給について継続的な対応を行います。
- 低所得者層への低廉な家賃での住宅供給を行う公営住宅法の趣旨に沿って、入居基準に合 致しない居住者への対応等、適切な入居管理に努めます。
- 高齢者や障害者が安心して住むことのできる住環境形成を図るため、住居内や共用部分の バリアフリー化を推進します。
- バリアフリー化は建替や改善事業にあわせて実施することとし、高齢化率等、優先度の高い団地から順次整備を行います。

基本方針2:町営住宅ストック状況を踏まえた適切な維持管理の実施

- 町営住宅の長寿命化に向けて、長期的な視点に立った計画的な修繕と点検の実施による予防保全的な管理が重要であることから、建築基準法に基づく法定点検の対象となる住宅はもとより、法定点検の対象外となる住宅についても、「公営住宅等日常点検マニュアル(平成28年8月:国土交通省住宅局住宅総合整備課)」を活用し、定期的な巡回や修繕対応などの機会に建物・設備の状況を確認します。
- これらの点検等を通じて把握した町営住宅のストック状況をデータベースとして記録し、 着実かつ効率的・効果的な修繕・維持管理計画に役立てます。
- 点検結果及びデータベースの内容等を踏まえた計画修繕や補修などの実施により、予防保 全的なストックの維持、保全に努めます。

基本方針3:町営住宅の適切な管理運営

- 耐用年限を経過し、建物の安全性に問題のある町営住宅については、事業の経済性・効率 性を勘案しながら、用途廃止もしくは計画的な集約による建替を行います。
- 町営住宅の更新にあたっては、経済的に厳しい立場にある現入居者が安心して再入居できるよう配慮するとともに、入居者のニーズや公営住宅等の現状に応じた居住機能の改善、 改修を主体とした更新を図ります。
- 予防保全の観点による計画的な修繕・補修などの実施や、建物・設備の耐久性の向上に資する改善による町営住宅の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

第4章.公営住宅等長寿命化計画の事業手法の選定

4-1. 事業手法の選定フロー

公営住宅等長寿命化計画の事業手法の選定は、「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)平 成28年8月 (以下、「改定指針」と称します)」に示される以下のフローに基づき選定します。

①公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】 ② 1 次判定:団地の管理方針と住宅改善の必要性・可能性に基づく団地・住棟の事業手法の仮設定 ②-1 団地敷地の現在の立地環境等の社 | | ②-2 住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性 会的特性を踏まえた管理方針 躯体・避難の 不要 安全性に係る改善 全てが活用 の必要性 í) 需要 左記以外 居住性に係る に適する ii) 効率性 評価項目の決定 jii)立地 躯体・避難の 居住性に係る 必要 不可能 安全性に係る改善 改善の必要性 の可能性 2-2 優先的な対応が必要 優先的な対応が必要 改善不要 改善が必要 **2**-1 (改善不可能) (改善可能) 優先的な改善、 継続管理する団地 維持管理 改善、又は建替 優先的な建替 又は優先的な建替 優先的な改善、 優先的な建替、 維持管理、 継続管理について 改善、建替、 優先的な建替、又は 又は 判断を留保する団地 又は用途廃止 又は用途廃止 憂先的な用途廃止 優先的な用途廃止 ③2次判定:1次判定において事業手法・管理方針の判断を留保した団地・住棟の事業手法の仮設定 【Aグループ】 【Bグループ】 ③-1 LCC 比較や当面の建替事業量の試算を踏まえた事業 ③-2 将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定



当面維持

管理

④3次判定:計画期間における事業手法の決定

(建替を前提としない)

④-1 集約・再編等の可能性を踏まえた団 地・住棟の事業手法の再判定

- 集約や再編等の検討対象となり得る団地や、異 なる事業手法に判定された住棟が混在する団 地等は、効率的な事業実施のため、必要に応じ て建替や改善等の事業手法を再判定する。
- あわせて、効率的な事業実施や地域ニーズ 対応等の観点から総合的な検討を行う。

4-2 事業費の試算及び事業実施時期の調整検討

廃止

事業費の試質

廃止

・中長期的な期間(30年程度)のうちに想定される新規整備、改善、建替 等に係る年度別事業費を試算する。

改善し当面

維持管理

用途廃止

優先的な用途廃止

問題なし 問題あり

■ 事業実施時期の調整

・事業費が時期的に偏在する等、試算結果に問題がある場合は、事 業実施時期を調整して改めて試算し、問題がないか確認を行う。

事業実施時期の決定 及び 年度別事業費の試算

④-3 長期的な管理の見通しの作成【30 年程度】

全団地・住棟の供用期間、事業実施時期等を示した概ね30年程度の長期的な管理の見通しを作成する

維持

管理

④-4 計画期間における事業手法の決定

- ・長期的な管理の見通しに基づき、計画期間 (10年以上) 内における最終的な事業手法を決定する。
- ・改善を実施する住棟は、住棟の物理的特性等を踏まえ、全面的改善か個別改善かを決定する。
- ・計画期間内の事業予定を、公営住宅等ストックの事業手法別戸数表 (P. 25) 及び様式1~3 (P. 52) として整理する。

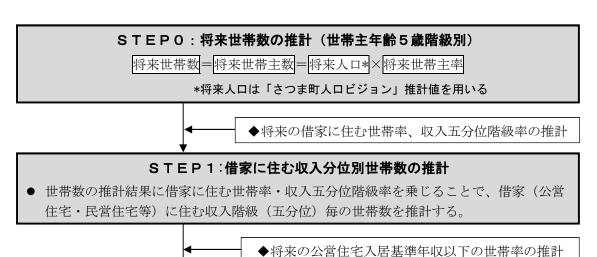
4-2. 公営住宅の需要見通しに基づくストック量の推計

1. 将来ストック量の推計

ここでは、改定指針に基づく、「ストック推計プログラム」を活用し、将来の公営住宅(特定公共賃貸住宅を除く)の施策対象(本来階層及び裁量階層)のうち、「自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯(以下、「著しい困窮年収未満の世帯」という)を推計し、公営住宅の需要の見通しに基づく将来ストック量を求めます。

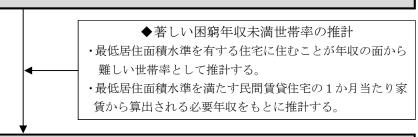
(1)推計手順

著しい困窮年収未満世帯数は、以下のフローに従い推計します。



STEP2:公営住宅の施策対象世帯数の推計

- 借家に住む収入分位別世帯数の推計結果に、公営住宅の基準年収以下の世帯率を乗じる ことで、公営住宅施策の対象となる世帯数を推計する。
- 公営住宅の施策の対象となる世帯は、本来階層(収入分位 25%以下)と裁量階層(収入 分位 25%~40%)に分けて推計する。
- 裁量階層は「60歳以上の高齢者世帯」と「6歳未満の子どもがいる世帯」とする。



STEP3: 公営住宅の施策対象世帯のうち「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計

◆ 公営住宅の施策対象世帯数の推計結果に、著しい困窮年収未満世帯率を乗じることで、 著しい困窮年収未満世帯数を推計する。

図 著しい困窮年収未満世帯数の推計フロー

(2) 将来ストック量の推計結果

前述の推計方法に基づき、さつま町全体の公営住宅施策対象世帯数と著しい困窮年収未満世帯数の推計を行い、この結果をもとに町内に立地する県営住宅(3団地・98戸)を考慮し、さつま町が分担する公営住宅施策対象世帯数と著しい困窮年収未満世帯数を推計します。

| | H27 | 現時点 (H29) | Н32 | Н37 | H42 | H47 | H52 |
|--------------------------|---------|--------------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 人口(人) | 22, 364 | 21, 897 | 21, 197 | 20, 033 | 19,062 | 18, 245 | 17, 501 |
| 世帯数 (世帯) | 9,603 | 9, 402 | 9, 101 | 8, 615 | 8, 189 | 7, 792 | 7, 573 |
| 公営住宅施策対象世帯数 (さつま町分担) | 988 | 962 | 922 | 863 | 808 | 764 | 733 |
| 著しい困窮年収未満世帯 数(さつま町分担) | 317 | 309 | 298 | 280 | 263 | 250 | 241 |

表 将来ストック量の推計結果

*H27の人口及び世帯数は国勢調査実績値(年齢不詳は含まない) *現時点(H29)の値はH27とH32の推計値を直線補完している

結果として、さつま町が分担する平成32年の「公営住宅施策対象世帯数」は922世帯となって おり、これが平成52年には733世帯となり、189世帯減少すると推計されました。

また、平成32年の「著しい困窮年収未満世帯数」は298世帯となっており、これが平成52年には241世帯となり、57世帯減少すると推計されました。

2. 公営住宅の将来管理戸数について

現時点の公営住宅の入居世帯数は377世帯となっており、これから、収入超過世帯数(収入分位40%以上:27世帯)を除き、建設中のおしどり団地の戸数(30戸)を加えた380世帯(377-27+30)を現時点の公営住宅需要世帯数と位置づけます。

先に推計された「著しい困窮年収未満世帯数」に対する現時点の「公営住宅需要世帯数」の割合 (380/309=1.23) が将来も一定であると仮定して、将来の公営住宅需要世帯数を算出すると以下のとおりとなります。

| | 現時点 (H29) | Н32 | H37年 | H39 (目標年次) | H42 | H47 年 | Н52 |
|--------------------|--------------|-----|------|---------------|-----|-------|-----|
| 著しい 困窮年収未満世帯数① | 309 | 298 | 280 | 273 | 263 | 250 | 241 |
| 実質需要割合② | | | | 1. 23 | | | |
| 将来公営住宅需要世帯数 ①×② | 380 | 367 | 344 | 336 | 323 | 308 | 296 |

表 将来公営住宅需要世帯数

上記の公営住宅需要世帯数の推計結果から、公営住宅の将来管理戸数は、需要量以上を確保した上で、実質空家の動向も考慮しつつ、縮減を図る必要があると考えられます。

4-3. 団地別住棟別の事業手法の選定

ここでは、前項までに設定した長寿命化に関する基本方針や公営住宅等の需要を勘案し、計画 期間における公営住宅等ストックの効率的かつ総合的な活用を実施するために団地別・住棟別の 事業手法を検討します。

1. 1次判定

(1) 団地敷地の現在の立地環境等の社会特性を踏まえた管理方針

現在の団地の「需要」、「効率性」、「立地特性」を評価し、全ての評価項目が活用に適する場合は、「継続管理する団地」と仮設定し、いずれかの評価項目が活用に適さない場合は「継続管理を留保する団地」と仮設定します。

| | | | 断を留保する | 団地 | |
|---------|----------------|-----------|-----------|------------|---|
| 管理 | 単繊続管理する団地 | | 維続管理について判 | | |
| | | 上記が全て〇 | | 左記以外 | |
| 立地特性の評価 | 災害危険区域 | 指定なし | \circ | 指定あり | × |
| 効率性の評価 | 敷地面積 1,000 ㎡以上 | 1,000 ㎡以上 | 0 | 1,000 ㎡未満 | × |
| 需要の評価 | 政策空家の有無 | 政策空家なし | 0 | 政策空家あり | × |
| 項目 | 評価対象 | | 音 | 产 価 | |

需要・効率性・立地特性の評価に基づく管理方針の考え方

(2) 住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性

住棟の現在の物理的特性として、「躯体の安全性」、「避難の安全性」、「居住性」を評価し、対応方針として、「改善不要」、「改善が必要」、「優先的な対応が必要(改善可能)」、「優先的な対応が必要(改善不可能)」の4区分に分類します。

| 掛△ | 松仲の女主性、姓無の女主性の計価に基づく対応方面の考え方 | | | | | | | |
|----------|------------------------------|-----------------------------|----|---------------|---|--|--|--|
| 項目 | 評価対象 | | 評価 | | | | | |
| 躯体の安全性 | S56年6月以 降建築 | ・S56 年以降 | 0 | • S55 年以前 | × | | | |
| | 耐震化の可 | | | 耐火構造 | 木造、簡平 | | | |
| | 能性 | _ | | \circ | × | | | |
| 避難の安全性 | 2 方向避難 | ・中層耐火:あり ・低層耐火、木造、簡 平 | 0 | 中層耐火:なし | × | | | |
| | | 上記が全て〇 | | 右記以外 | 上記が全て× | | | |
| 対応方針の考え方 | | | | | ↓ □ ** ** * * * * * * * * * * * * * * * * | | | |
| | | 居住性の評価へ | | 優先的な対応 が必要 | 優先的な対応 が必要 | | | |
| | | | | (改善可能) | (改善不可能) | | | |

躯体の安全性、避難の安全性の評価に基づく対応方針の考え方

居住性の評価に基づく対応方針の考え方

| 項目 | 評価対象 | | 評信 | Ш | |
|-------------------|---------------|--------|---------|--------|---|
| 狭小過密居住の状況 | 戸当り床面積 | 40 ㎡以上 | \circ | 40 ㎡未満 | × |
| と言わ如の記供 北海 | 3 点給湯設備 | 設備あり | 0 | 設備なし | × |
| 住戸内部の設備水準 | トイレの水洗化 | 水洗化あり | 0 | 水洗化なし | × |
| 高齢化対応 | バリアフリー化の状況 | 対応済 | 0 | 未対応 | × |
| | | 上記が全て | 70 | 左記以外 | |
| 対応方 | i針の考え方 | Ţ | | ↓ ↓ | |
| | | 改善不要 | 更 | 改善が必要 | 要 |

(3) 1次判定における事業手法の仮設定

- ①「おしどり団地:現在建設中」は、「継続管理する団地:維持管理」とします。
- ②「継続管理する団地」のうち、躯体の安全性、避難の安全性、居住性の評価の全てにおいて 「問題なし」と評価された団地・住棟については、「維持管理」と仮設定します。
- ③「継続管理する団地」のうち、「優先的な対応が必要(改善不可能)」と評価された団地・住棟については「優先的な建替」と仮設定します。
- ④上記以外の団地・住棟については、以下の考え方からグループ分けを行います。

【Aグループ】

「継続管理する団地」のうち、「改善が必要」もしくは「優先的な対応が必要(改善可能)」と評価された団地・住棟については、2次判定で改善又は建替の判定を行います。

【Bグループ】

「継続管理の判断を留保する団地」については、2次判定で、「将来にわたって継続管理する団地」、又は「建替を前提とせず当面管理する団地」の判定を行います。

2. 2次判定

ここでは、1次判定において事業手法・管理方針の判断(改善事業を実施するのか建替事業を 実施するのか、将来にわたって継続管理するのか建替を前提とせず当面管理するのか)を留保し た団地・住棟を対象として、事業手法の仮設定を行います。

(1) 建替事業量の試算を踏まえた事業手法の仮設定(Aグループ)

1次判定結果で、Aグループ(継続管理する団地で、改善が必要又は優先的な対応が必要(改善可能))に区分された団地・住棟を対象に、計画期間内の建替事業量の試算に基づき、「改善」か「建替」かの仮設定を行います。

Aグループに区分された団地・住棟のうち、建替要件(耐用年限を 1/2 以上経過)を満たす住棟を全て計画期間内に「建替」と仮定した場合の事業量は 131 戸/10 年となります。

これに、1 次判定で、「優先的な建替」と仮設定した団地・住棟の事業量 64 戸と、現在建替中の「おしどり団地」20 戸を加えると、215 戸/10 年となります。

これに、1 次判定で、「優先的な建替」と仮設定した団地・住棟の事業量 64 戸と、現在建替中の「おしどり団地」20 戸を加えると、215 戸/10 年となります。

| 1 次判定 | : A グループ | (改善、又は建替 | *) |
|-------------|----------|------------------|------------|
| 団地名 | 管理戸数 | 耐用年数 1/2 経過状況 | 建替対象 戸数 |
| 五日町西(1) | 12 戸 | 経過 | 12 戸 |
| 五日町西(2) | 16 戸 | 経過 | 16 戸 |
| 溝添 | 14 戸 | 経過 | 14 戸 |
| 上向(1) | 12 戸 | 未到達 | - |
| 上向(2) | 4戸 | 経過 | 4 戸 |
| 柿之木 | 4戸 | 経過 | 4戸 |
| 青芝野 | 4戸 | 経過 | 4戸 |
| 古野 | 8戸 | 経過 | 8戸 |
| 北原 | 4戸 | 経過 | 4戸 |
| 上向西(2) | 12 戸 | 未到達 | 1 |
| 永尾 | 6戸 | 経過 | 6戸 |
| ウッドタウン | 34 戸 | 経過 | 34 戸 |
| 神子 (耐火) | 4戸 | 経過 | 4戸 |
| 岩之上 | 23 戸 | 未到達 | ı |
| 久保田 | 11戸 | 経過 | 11 戸 |
| 市場 (1,2 号棟) | 4戸 | 経過 | 4戸 |
| 向川 | 12 戸 | 未到達 | |
| 野中 | 12 戸 | 未到達 | - |
| 不堂 | 6戸 | 経過 | 6戸 |
| 計 | 202 戸 | | 131 戸 |

| 1次判定:優 | 先的な建替 |
|--------|------------|
| 団地名 | 建替対象 戸数 |
| 上向東 | 16 戸 |
| 湯之坊 | 20 戸 |
| 正香 | 6戸 |
| 久富木 | 4戸 |
| 神子(簡平) | 13 戸 |
| 中津川 | 5戸 |
| 計 | 64 戸 |

| 現在建設中 | の団地 |
|-------|-------|
| 団地名 | 建替戸数 |
| おしどり | 20 戸* |

*計画期間内建設戸数

さつま町の財政状況及び人員体制の面から、年当たりの建替可能事業量は10戸/年程度(事業費ベース:10戸×平均15,000千円=150,000千円/年)であり、計画期間内に可能な建替事業量は100戸/10年程度となります。

したがって、「優先的な建替」や「現在建設中」の事業量を考慮すると、Aグループの団地・ 住棟を全て「建替」とすることは不可能であることから、全て「改善」と仮設定します。

(2) 将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定(Bグループ)

1次判定結果で、Bグループ(継続管理について判断を留保する団地)に区分された団地・ 住棟を対象に、先のストック推計結果を踏まえて将来的な活用の優先順位を検討し、将来にわ たって「継続管理する団地」とするのか、将来的には他団地との集約等により用途廃止するこ とを想定する「当面管理する団地(建替を前提としない)」とするのかの判定を行います。

①ストック推計結果に基づく管理方針

先に検討した、公営住宅のストック推計結果から、将来的なストック量(著しい困窮年収 未満世帯数)は将来にわたって減少することが予測されています。

表 将来公営住宅需要世帯数(再掲)

| | 現時点 (H29) | Н32 | H37年 | H39 (目標年次) | H42 | H47 年 | Н52 | | | | | |
|--------------------|--------------|-----|------|---------------|-----|-------|-----|--|--|--|--|--|
| 著しい 困窮年収未満世帯数① | 309 | 298 | 280 | 273 | 263 | 250 | 241 | | | | | |
| 実質需要割合② | 1. 23 | | | | | | | | | | | |
| 将来公営住宅需要世帯数 ①×② | 380 | 367 | 344 | 336 | 323 | 308 | 296 | | | | | |

この結果から、将来的な活用にあたっての優先順位を定め、優先順位が低いと評価された団地・住棟については「当面管理する団地(建替を前提としない)」とし、これ以外については、「継続管理する団地」とします。

②将来的な活用にあたっての優先順位

優先順位の設定は、需要、立地特性、物理的特性を勘案し定めます。設定の考え方は以下に示すとおりです。

需要、立地特性、物理的特性の評価に基づく管理方針の考え方

| | | 継続管理する団 | 吧 | 当面管理する団地 を前提としない | | | |
|---|------------|----------------------------|------------|---------------------------------------|----|--|--|
| 管理方針 | 計の考え方 | www.e=dectron → 7 CP | 11h | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | | |
| *************************************** | | (優先順位が高し | ١) | (優先順位が低し | 1) | | |
| | | 上記の全てがC |) | 上記の何れかが | × | | |
| | | 経過後10年以下 | | | ^ | | |
| 物理的特性の評価 | 耐用年限の経過状況 | 未経過 | \cap | 経過後 11 年以上 | × | | |
| | 険区域の指定) | | | | | | |
| 立地特性の評価 | 災害の危険性(災害危 | 指定なし | \bigcirc | 指定あり | × | | |
| 需要の評価 | 政策空家の有無 | 政策空家なし | \circ | 政策空家あり | × | | |
| 項目 | 評価対象 | | T T | 平価 | | | |

(3) 2次判定における事業手法の仮設定

これまでの検討結果を総合的に勘案し、Aグループ、Bグループの団地、住棟の事業手法の 仮設定を行います。

事業手法の仮設定の考え方

| | | 1次判定にお | ける事業手法 | |
|------------|--------|---------|---------|---------|
| | 改善不要 | 改善が必要 | 優先的な | 優先的な |
| | | | 対応が必要 | 対応が必要 |
| | | | (改善可能) | (改善不可能) |
| 継続管理する団地 | 維持管理 | 改善 | 優先的な改善 | 優先的な建替 |
| 当面管理する団地(建 | 当面維持管理 | 改善し当面維持 | 優先的に改善し | 優先的な用途廃 |
| 替を前提としない) | | 管理 | 当面維持管理 | 止 |

3. 3次判定

ここでは、1次判定、2次判定における事業手法の仮設定結果に基づき、以下の4段階の検討により、計画期間内に実施する事業手法を決定します。

◆1次判定、2次判定に基づく事業手法の仮設定結果

- (1) 集約・再編の可能性等を踏まえた団地・住棟の事業手法の再判定
 - ●効率的な事業実施
 - ●改善事業の実施状況

(2) 事業費の試算及び事業実施時期の調整検討

- ●中長期的(概ね30年程度)に想定される建替、改善事業に係る年度別事業費の試算
- ●事業費算定に基づく事業実施時期の調整

(3)長期的(概ね30年)の管理の見通しの作成

- (2) で定めた事業実施時期に基づき、全団地・住棟の供用期間、 事業実施時期を示した概ね30年の長期的な管理見通し
- (4)計画期間(平成30年度~平成39年度)における事業手法の決定

(1) 集約・再編の可能性等を踏まえた団地・住棟の事業手法の再判定

1次判定、2次判定結果を踏まえ、集約・再編等の検討対象となりうる団地などについて、 建替や改善等の事業手法の再判定を行います。

①効率的な事業実施

2次判定において、「神子団地」は「優先的な建替:簡易耐火構造平家6棟」と「優先的な 改善:耐火構造1棟」が混在する結果となっています。

そこで、「優先的改善」と判定されている住棟について、改善事業の実施による長寿命化 や安全性・居住性の向上を図る場合と建替を行う場合のライフサイクルコスト(LCC)の 比較を行いました。

結果として、改善事業の実施による長寿命化等を図るより、建替を行うほうがLCCを縮減できることから、「神子団地」の全ての住棟を「優先的な建替」と再判定します。

ライフサイクルコスト (LCC) の算出結果

| 改善を行う場合のLCC | 278, 160円/戸・年 |
|-------------|---------------|
| 建替を行う場合のLCC | 259, 748円/戸・年 |

また、2次判定で、「当面管理する(建替を前提としない)団地」で「優先的な用途廃止」、 もしくは「改善し当面維持管理」と判定された団地については、以下に示す考え方に基づき、 再判定を行います。

再判定の考え方

| 管理方針 | 事業手法 | 団地名 | 再判定の考え方及び結果 |
|--------|------------------------------|--------------|--------------------|
| | 優先的な用途廃止 | 山峯(2),山峯(3), | ・建設年度が昭和52年〜昭和58年で |
| | (Z) 11 (3 / 11 / 2 /) 1 III | 戸子田(1) | あるが、建物・設備の状況は比較 |
| 当面管理する | | | 的良好である。 |
| | | | ・したがって、現入居者の退去状況 |
| 団地 | 改善し当面維持管理 | 武、金山(2) | を見ながら随時、用途廃止を行う |
| | | | 方針とし、「当面維持管理」と再 |
| | | | 判定する。 |

②改善事業の実施状況

- 2次判定で「継続管理する団地で維持管理」もしくは「継続管理する団地で改善」と仮設 定されている団地・住棟について、これまでの改善事業の実施状況を踏まえ、以下の考え 方に基づき再判定を行います。
 - ▶ 2次判定において、継続管理する団地で「維持管理」と判定されているが、改善事業が未実施の状況にある団地・住棟については、「改善」もしくは「優先的な改善」と再判定します。
 - ➤ 2次判定において、継続管理する団地で「改善」と判定されているが、改善事業を 実施して、標準管理期間(10年)に満たない団地・住棟については、「維持管理」 と再判定します。
- 2次判定で「継続管理する団地で優先的な建替」と仮設定と判定されている「正香団地」、「久富木団地」については、居住性向上型の改善事業(水洗化)実施後の標準修繕周期(水洗化:30年)に満たないことから、「維持管理」と再判定します。

(2) 事業費の試算及び事業実施時期の調整検討

「(1)集約・再編の可能性を踏まえた団地・住棟の事業手法の再判定」の結果に基づき、中長期的な期間(30年間:平成30年度~平成59年度)における改善事業、建替事業、用途廃止事業にかかる費用の試算を行います。

年度別事業費の試算を行った結果、計画期間内に「建替」「用途廃止」「改善」の各事業が集中し、事業量及び事業費が多大となるため、計画期間内の建替は、昭和40年代に建設された「上向東団地」、「湯之坊団地」、「神子団地」を優先するものとし、「中津川団地」については、需要動向を勘案しつつ計画期間以降の建替とします。

(3) 長期的(概ね30年)な管理の見通し

「(2)事業費の試算及び事業実施時期の調整検討」の結果を踏まえ、全団地・住棟の供用期間、事業実施時期の見通しを示した概ね30年程度の長期的な管理の見通しを定めます。

長期的な管理の見通しは、今後の社会情勢の変化や事業進捗を踏まえ、見直しを行うこととします。なお、長期的な見通しについて、以下の期間に区分して設定します。

●計画期間内:平成30年度~平成39年度

●構想(前期):平成40年度~平成49年度

●構想(後期):平成50年度~平成59年度

(4) 計画期間における事業手法の決定

「(3) 長期的(概ね30年)な管理の見通し」の検討結果を踏まえ、計画期間内(平成30年度~平成39年度:10年間)に実施を予定する事業(改善、建替、用途廃止)を決定します。

なお、改善事業を実施する住棟については、改善項目や効率性等から個別改善を行うか、全 面改善を行うかを決定します。

また、個別改善については、どの改善メニュー(安全性確保型、長寿命化型、福祉対応型、 居住性向上型)に該当するかを判断します。

改善メニュー選定の考え方は以下の通りです。

- ・個別改善事業は全て「長寿命化型改善(屋根・外壁改修)」を選定します。
- ・居住性に関する施設整備状況等を踏まえ、「安全性確保型改善」、「福祉対応型改善」、「居 住性向上型改善」を選定します。

上記の検討結果に基づく、計画期間内の事業手法別戸数は以下の表のとおりとなります。

現況 1~5年目 6~10年目 合計 公営住宅等管理戸数(1)=(2)+(3)+(4) 476 戸 493 戸 432 戸 うち公営住宅 450 戸 467 戸 406 戸 うち特定公共賃貸住宅 26 戸 26 戸 26 戸 0 戸 · 新規整備事業予定戸数② 0 戸 0 戸 ·維持管理予定戸数③ 473 戸 414 戸 うち計画修繕対応戸数 0 戸 0 戸 0戸 事業手法別 うち改善事業予定戸数 67 戸 58 戸 125 戸 67 戸 個別改善事業予定戸数 58 戸 125 戸 戸 全面的改善事業予定戸数 0 戸 0 戸 0戸 *,*数 うちその他戸数 406 戸 356 戸 • 建替事業予定戸数④ 20 戸 18 戸 38 戸 用途廃止予定戸数 3 戸 26 戸 29 戸

公営住宅等ストックの事業手法別戸数

^{*}現況戸数には、おしどり団地のH29整備戸数(10戸)を含む

4. 判定結果のまとめ

| | | | | | | | | 1次判定 | | 2次 | 判定 | | | | | | | 3次判 | 定 | | | | | |
|---------|-------|-----|------|-----------|-----|-------------|----------------|----------------------|------------------|--------------|--------------|--------------------------|-------|-------|--------------|-------------|----------|-------------|-------------|------|-------------------------|--------|-----|-------------------------------------|
| | ***** | | 建物構 | 住植 | 管理戸 | 建設 | | | | | | ①集約再編 | ②事業 | 費の試算及 | なび事業実施 | 施時期の調 | 整、③長期 | 的管理の見 | !通し | | ④計画期間内【H30~H39】の事業手法の決定 | | | |
| 団地名 | 種別 | 地域 | 造 | 数 | 数 | 年度 | 管理方針 | 改善の要否 | GR | 管理方針 | 事業手法 | の可能性等 を踏まえた事 業手法の再 | | | i期間 ~H39】 | 構想 【H40~ | | 構想 【H49~ | 後期 ~H50】 | | | 事業実施 | 計画管 | 備考 |
| | | | | | | | | | | | | 判定 | 供用期間 | 事業手法 | 事業費 (千円) | 事業手法 | 事業費 (千円) | 事業手法 | 事業費 | 事業手法 | 改善種別 | 時期 | 理戸数 | |
| おしどり | 公営 | 宮之城 | 木造 | 5棟 | 10戸 | H29~ H30 | 継続管理する | 改善不要 | - | 継続管理す る団地 | 建替 | 建替 | 45年 | 建替 | | 維持管理 | | 維持管理 | | 建替 | - | 1~5年目 | 30戸 | 旧五日町団地の建替(事業中) 現況棟数、戸数はH29整備分 |
| 上向西(1) | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 2棟 | 8戸 | S39 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 4,800 | | | | | 用途廃止 | (9 | 6~10年目 | | |
| 上向東 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 3棟 | 16戸 | S40 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | - | 継続管理する団地 | 優先的な建 替 | 優先的な建 替 | 45年 | 建替 | 105,000 | 維持管理 | | 改善 | 7,200 | 建替 | - | 6~10年目 | 6戸 | 供用期間は建替後 |
| 湯田 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 1棟 | 4戸 | S40 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理する団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 2,400 | | | | | 用途廃止 | 12 | 6~10年目 | | |
| 森原西 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 2棟 | 7戸 | S42 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理する団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 4,200 | | | | | 用途廃止 | - | 6~10年目 | | |
| 城之口 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 1棟 | 3戸 | S45 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 1,800 | | | | | 用途廃止 | - | 1~5年目 | | |
| 湯之坊 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 5棟 | 20戸 | S48 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | - | 継続管理す る団地 | 優先的な建 替 | 優先的な建 替 | 45年 | 建替 | 105,000 | 維持管理 | | 改善 | 7,200 | 建替 | .= | 6~10年目 | 6戸 | 供用期間は建替後 |
| 東谷北 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 2棟 | 5戸 | S50 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 3,000 | | | | | 用途廃止 | 12 | 6~10年目 | | |
| 湯之元 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 1棟 | 2戸 | S50 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 優先的な用 途廃止 | 計画期間内 | 用途廃止 | 1,200 | | | | | 用途廃止 | 12 | 6~10年目 | | |
| 正香 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 2棟 | 6戸 | S52 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | - | 継続管理す る団地 | 優先的な建 替 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 3,600 | | | 維持管理 | 112 | = | 6戸 | |
| 久富木 | 公営 | 宮之城 | 簡平 | 2棟 | 4戸 | S53 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | 120 | 継続管理す る団地 | 優先的な建 替 | 維持管理 | 構想後期 | 維持管理 | | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | 維持管理 | N2 | = | 4戸 | |
| 五日町西(1) | 公営 | 宮之城 | 低層耐火 | 1棟 | 12戸 | S55 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善可能】 | А | 継続管理す る団地 | 優先的な改 善 | 優先的な改 善 | 70年 | 改善 | 1,750 | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 個別改善 | 安全確保型(耐震診断) | 1~5年目 | 12戸 | 耐震診断結果に基づき、耐震改修を行う |
| 五日町西(2) | 公営 | 宮之城 | 中層耐火 | 1棟 | 16戸 | S57 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 19,200 | 維持管理 | | 維持管理 | - | - | 16戸 | |
| 溝添 | 公営 | 宮之城 | 低層耐火 | 3棟 | 14戸 | S56 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 16,800 | 維持管理 | | 維持管理 | _ | _ | 14戸 | |
| 上向(1) | 公営 | 宮之城 | 低層耐火 | 1棟 | 12戸 | S58 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 維持管理 | 220 | , | 12戸 | |
| 上向(2) | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S60 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | | _ | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 山崎上 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S59 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 |) | | 維持管理 | 124 | _ | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 柿之木 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S59 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | :- | - | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 柊野 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 1棟 | 2戸 | S59 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 1,200 | | | 維持管理 | - | - | 2戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 青芝野 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S60,S63 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | 14 | - | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 船木下 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S60 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | 1- | - | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 古野 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 4棟 | 8戸 | S60 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 優先的な改 善 | 構想前期 | 改善 | 7,200 | 用途廃止 | 4,800 | | | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 1~5年目 | 8戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 北原 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | S60 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | - | - | 4戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 上向西(2) | 公営 | 宮之城 | 低層耐火 | 1棟 | 12戸 | S61 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 維持管理 | - | - | 12戸 | |
| 永尾 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 3棟 | 6戸 | S61 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 3,600 |) | | 維持管理 | (H | - | 6戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| ウッドタウン | 公営 | 宮之城 | 木造 | 18棟 | 34戸 | S62~H1 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 30,600 | 維持管理 | | 用途廃止 | 20,400 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 6~10年目 | 34戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 永尾東 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 1棟 | 2戸 | S62 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 1,200 | | | 維持管理 | ·- | - | 2戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 三腰 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 1棟 | 3戸 | Н6 | 継続管理する | 改善不要 | i e i | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 2,700 | 維持管理 | | 用途廃止 | 1,800 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 1~5年目 | 3戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 観月台 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 11棟 | 22戸 | H6∼H8 | 継続管理する | 改善不要 | ; : | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 19,800 | 維持管理 | | 用途廃止 | 13,200 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 1~5年目 | 22戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |

| | | | | | | | | 1次判定 | | 2次 | 判定 | | | | | | | 3次半 | 定 | | | | | |
|----------------|------------|------|-------------|-----|------|---------------------|----------------|----------------------|-----|--------------|---------------|--------------------------|--------------|-------|-------------|-------------|----------|-------|--------------|--------------|-------------------------|--------|------|---|
| 1344 4 | 種別 | 地域 | 建物構 | 住棟 | 管理戸 | 建設 | | | | | | ①集約再編 | ②事業 | 費の試算及 | び事業実施 | を時期の調 | 整、③長期 | 的管理の見 | 見通し | | ④計画期間内【H30~H39】の事業手法の決定 | | | - /## =##. |
| 団地名 | 性加 | . 地域 | 造 | 数 | 数 | 年度 | 管理方針 | 改善の要否 | GR | 管理方針 | 事業手法 | の可能性等 を踏まえた事 業手法の再 | 供用期間 | | 期間 ~H39】 | 構想 【H40~ | | | !後期 ~H50】 | 事業手法 | 改善種別 | | 計画管 | |
| | | | | | | | | | | | | 判定 | pc/13/01lia) | 事業手法 | 事業費 (千円) | 事業手法 | 事業費 (千円) | 事業手法 | 事業費 (千円) | 学 来了丛 | 以音程が | 時期 | 理戸数 | |
| 白男川 | 公営+ 特公賃 | 宮之城 | 低層耐火 | 1棟 | 4戸 | H10 | 継続管理の判 断を留保 | 改善不要 | В | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 改善 | 70年 | 維持管理 | | 維持管理 | | 改善 | 4,800 | 維持管理 | = | = | 4戸 | |
| 平川 | 公営 | 宮之城 | 低層耐火 | 1棟 | 4戸 | H12 | 継続管理する | 改善不要 | - | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 改善 | 70年 | 維持管理 | | 維持管理 | | 改善 | 4,800 | 維持管理 | | 700 | 4戸 | |
| 宮之城東谷 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 19棟 | 38戸 | H17~ H19 | 継続管理する | 改善不要 | + | 継続管理する団地 | 維持管理 | 維持管理 | 45年 | 維持管理 | | 改善 | 34,200 | 維持管理 | | 維持管理 | ¥ | - | 38戸 | |
| たばる | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 4戸 | H23 | 継続管理する | 改善不要 | Ξ. | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 維持管理 | 45年 | 維持管理 | | 維持管理 | ,, | 改善 | 3,600 | 維持管理 | 7=1 | 2 | 4戸 | |
| 山崎団地 | 公営 | 宮之城 | 木造 | 2棟 | 10戸 | H25~ H26 | 継続管理する | 改善不要 | _ | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 維持管理 | 45年 | 維持管理 | | 維持管理 | | 改善 | 9,000 | 維持管理 | - | - | 10戸 | |
| 神子 | 公営 | 鶴田 | 簡平、低 層耐火 | 7棟 | 17戸 | S43,S46, S47,S54 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | = | 継続管理す る団地 | 優先的な建 替 | 優先的な建 替 | 45年 | 建替 | 90,000 | 維持管理 | | 改善 | 7,200 | 建替 | | 6~10年目 | 6戸 | 供用期間は建替後 |
| 岩之上 | 公営 | 鶴田 | 低層耐火 | 9棟 | 23戸 | S58~ S60 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 維持管理 | | 維持管理 | | 維持管理 | :=: | (=) | 23戸 | 改善事業は今後の需要動向をみて実施 を判断する。 |
| 久保田 | 公営 | 鶴田 | 木造 | 6棟 | 11戸 | S63~H1 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 6,600 | | | 維持管理 | (=) | - | 11戸 | 構想前期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 市場 | 公営 | 鶴田 | 木造 | 8棟 | 16戸 | H2~H4 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 用途廃止 | 9,600 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 1~5年目 | 16戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| あじさい | 公営 | 鶴田 | 木造 | 8棟 | 16戸 | H5~H7 | 継続管理する | 改善不要 | - | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 維持管理 | 構想後期 | 維持管理 | | 維持管理 | | 用途廃止 | 9,600 | 維持管理 | 130 | 177 | 16戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| つるだ駅ニュー タウン | 特公賃 | 鶴田 | 木造 | 12棟 | 12戸 | H8,H10 ~H12 | 継続管理する | 改善不要 | = | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 10,800 | 維持管理 | | 用途廃止 | 7,200 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 6~10年目 | 12戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 山峯(2) | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 4戸 | S52 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 当面維持管 理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 |) | | 維持管理 | - | - | 4戸 | |
| 中津川 | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 5戸 | S53 | 継続管理する | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | _ | 継続管理す る団地 | 優先的な建 替 | 優先的な建 替 | 計画期間内 | 維持管理 | | 建替 | 70,000 |) | | 維持管理 | - | - | 5戸 | 昭和40年代に建設された団地の建替を 優先し、計画期間内は維持管理とする |
| 戸子田(1) | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 6戸 | S55 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 当面維持管 理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 3,600 | | | 維持管理 | :=: | :=: | 6戸 | |
| 山峯(3) | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 4戸 | S55 | 継続管理の判 断を留保 | 優先的な対応が必 要【改善不可能】 | В | 当面管理す る団地 | 優先的な用 途廃止 | 当面維持管 理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 |) | | 維持管理 | - | | 4戸 | |
| 武 | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 4戸 | S56 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 当面管理す る団地 | 改善し当面 維持管理 | 当面維持管 理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 |) | | 維持管理 | (a c | = | 4戸 | |
| 金山(2) | 公営 | 薩摩 | 簡平 | 2棟 | 4戸 | S58 | 継続管理の判 断を留保 | 改善が必要 | В | 当面管理す る団地 | 改善し当面 維持管理 | 当面維持管 理 | 構想前期 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | | | 維持管理 | - | - | 4戸 | |
| 间川 | 公営 | 薩摩 | 低層耐火 | 1棟 | 12戸 | S63 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 維持管理 | = | - | 12戸 | |
| 野中 | 公営 | 薩摩 | 低層耐火 | 1棟 | 12戸 | H1 | 継続管理する | 改善が必要 | А | 継続管理す る団地 | 改善 | 維持管理 | 70年 | 維持管理 | | 改善 | 14,400 | 維持管理 | | 維持管理 | (4) | - | 12戸 | |
| 不堂 | 公営 | 薩摩 | 木造 | 3棟 | 6戸 | H2 | 継続管理する | 改善が必要 | Α | 継続管理す る団地 | 改善 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 5,400 | 維持管理 | | 用途廃止 | 3,600 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 1~5年目 | 6戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 戸子田(2) | 特公賃 | 薩摩 | 木造 | 4棟 | 4戸 | H5 | 継続管理する | 改善不要 | ≅ . | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 3,600 | 維持管理 | | 用途廃止 | 2,400 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 6~10年目 | 4戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 藤川 | 特公賃 | 薩摩 | 木造 | 6棟 | 6戸 | H6 | 継続管理する | 改善不要 | - | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 5,400 | 維持管理 | | 用途廃止 | 3,600 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 6~10年目 | 6戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 吉川 | 特公賃 | 薩摩 | 木造 | 2棟 | 2戸 | Н7 | 継続管理する | 改善不要 | - | 継続管理す る団地 | 維持管理 | 優先的な改 善 | 構想後期 | 改善 | 1,800 | 維持管理 | | 用途廃止 | 1,200 | 個別改善 | 長寿命化型(屋根・外壁改修) | 6~10年目 | 2戸 | 構想後期の用途廃止については、需要 動向を踏まえ建替も検討する。 |
| 計 | | | | | 476戸 | | | | | | | | | | 755,850 | | 260,800 | | 118,800 | | | | 432戸 | |

第5章。事業手法別の実施方針

5-1. 点検の実施方針

1. 定期点検の実施方針

➤ 定期点検に関する鹿児島県の基準(共同住宅 5 階以上、床面積 1,500 ㎡超)を参考に、中層耐火構造(3 階以上)の住棟を対象として、建築基準法第 12 条に準じた定期点検を概ね 3 年に1 回程度実施します。

2. 日常点検の実施方針

- ▶ 定期点検の他に、外観から目視により容易に確認することが可能な部位等については、必要に応じて日常点検を行います。
- ▶ 日常点検は、定期的な巡回や修繕対応などの機会に併せて行います。
- ➤ 日常点検は、建築基準法第12条で規定する有資格者以外の者による実施可能な簡便なものとし、点検項目等は「公営住宅等点検マニュアル 国土交通省住宅局住宅総合整備課 平成28年8月」を参考とします。
- ▶ バルコニー等の入居者が専用的に使用する共用部位や、入居者の安全性に係る部位等については、住居内に立ち入る必要があり、定期点検、日常点検の実施が困難であることから、入居者が退室した際に、それらの部位等の点検を行います
- ▶ 点検結果についてはデータベース化し、計画的な修繕、維持管理に役立てることとします。

5-2. 計画修繕の実施方針

- ▶ 計画修繕は、経年劣化により老朽化した設備等を現状回復する工事を対象とします。
- ▶ 計画修繕は、一定の居住性や安全性が確保され、かつ建設後もしくは個別改善事業を実施して10年を経過していないストックの建物・住戸の主要部位(外壁、屋根、給排水施設、電気設備等)について、標準的な修繕周期を踏まえ実施します。

| | | 保中17よ 18 情时別(多名 | 1) |
|----|-------|-----------------|-----------------|
| | 修繕工具 | 修繕周期 | |
| | | 屋根防水 | 10 年 |
| | | 外壁塗装 | 12 年 |
| 建物 | | 床防水 | 18年 |
| | 建具類 | 玄関ドア | 補修 12 年 取替 36 年 |
| | 建共規 | 窓サッシ類 | 冊形 12 中 取骨 50 中 |
| | 給水設備 | 給水管 | 補修 15 年 取替 30 年 |
| | 排水設備 | 排水管 | 補修 15 年 取替 30 年 |
| 設備 | ガス設備 | ガス管(屋内) | 取替 30 年 |
| | 電灯池/曲 | 電灯設備 | 取替 15 年 |
| | 電灯設備 | 配電盤類 | 取替 30 年 |

標準的な修繕時期(参考)

^{*}長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント(国土交通省住宅局 2008年6月)を基に作成

- ▶ 従前の仕様等に比べて耐久性等の向上が図られる修繕については、個別改善事業(長寿命化型)により対応します。
- ▶ 耐用年限を既に経過している住棟については、住戸内設備等の経年劣化の対応を主とした経 常的な修繕対応を図るものとします。
- ▶ 計画修繕に加え、改善事業が必要な住棟については、相互の事業実施時期や関連性を検討した上で、両工事を同時期に行うなど、効率的に実施します。
- ▶ 同時期に計画修繕を行う住棟が複数存在する場合は、点検結果に基づいた安全性の評価を行った上で、優先順位を定めて実施します。
- ▶ 計画修繕を実施した際には、将来の修繕や改善等の実施に向け、修繕した内容をデータベース化し、履歴の蓄積を図ります。

5-3. 改善事業の実施方針

(1) 長寿命化型改善

一定の居住性や安全性が確保されており、建設後もしくは長寿命化型の個別改善事業(屋根防水、外壁改修等)を実施して一定期間(木造は10年、耐火構造は15年)以上を経過した住棟については、躯体の耐久性の向上を図る観点から、屋根防水、外壁改修などの長寿命化型改善を実施します。

| | | ***** |
|-------------|-------|---|
| 改善工種 | 建物構造 | 内容 |
| DI BESTANCE | 耐火構造 | 外壁躯体の吹き付け塗装部についてケレン(さび落としや脆弱な旧塗装の除去)、躯体補修の上、耐久性が現状より高い仕様の塗装を行います。 |
| 外壁改修 | 木 造 | 外壁は、旧来のリシン系から防水性のより高い仕様の塗装を行います。 外壁の一部に木材を使用している箇所は木材保護塗装を、床下部等の 躯体においてはシロアリ防蟻処理を行い耐久性の向上を図ります。 |
| 屋根防水 | 設置します | 平屋根においては、防水性の向上を図るため、現在の屋上に防水層を 。 いては、景観性・耐久性の高い塗装を行います。 |

長寿命化型改善の内容

(2) 居住性向上型

引き続き活用を図る住棟について、住戸や共用部における設備等の機能向上を行うことにより、居住性の向上を進めます。

(3)福祉対応型改善

引き続き活用を図る住棟のうち高齢化対応が未対応となっている住棟について、高齢者等が 安全・安心して居住できるよう、住戸、供用空間等のバリアフリー化を進めます。

(4)安全性確保型改善

引き続き活用を図る住棟について、耐震診断及びこれに基づく耐震改修、防犯性や落下・転 倒防止など生活事故防止に配慮した設備等の設置を行います。

5-4. 建替事業の実施方針

- ▶ 建替の対象となっている住棟は全て現時点で耐用年限を経過している状態であることから、 早期の建替事業の実施に努めます。
- ▶ 建替の実施にあたっては、計画地の敷地条件から確保できる戸数を定めるとともに、計画地及び周辺地域の状況に配慮した住棟・外構の整備、集会所などの併設施設の必要性など団地整備にかかる基本的な方向性を定めた上で整備することとします。
- ➤ 住宅、住戸、供用空間については、公営住宅等整備基準(平成10年4月21日建設省令第8号) に基づく整備水準を確保するとともに、高齢者、障害者に配慮した仕様とします。

| 그 내 선 | 従前 | ## \/+: | 建設 | 計画 | / 生 之 |
|-------|-------|---------|-----------|-------|-------------------|
| 団地名 | 戸数 | 構造 | 年度 | 管理戸数 | 備考 |
| おしどり | 39戸 | 簡平 | S40 a .41 | 30戸 | 旧五日町団地の非現地建替(事業中) |
| ねしとり | 39/ | 间十 | S40~41 | (20戸) | () は計画期間内建替戸数 |
| 上向東 | 16戸 | 簡平 | S40 | 6戸 | |
| 湯之坊 | 20戸 | 簡平 | S40 | 6戸 | |
| 神子 | 17戸 | 簡平 | S45 | 6戸 | |
| 建 | 替後計画管 | 管理戸数語 | + | 48戸 | |

建替事業を実施する団地一覧

5-5. 用途廃止の実施方針

- ▶ 標準管理期間を超えたもので、建替以外の理由で現在募集停止している団地については、入 居者の退去や移転先の確保を踏まえ、順次、用途廃止を進めます。
- ▶ 現況の敷地が狭小で現位置での建替が難しく、建替が必要な複数の団地が近接して立地していることなどから統合を行う団地については、建替事業の実施状況を踏まえ、順次用途廃止を行います。
- ▶ 用途廃止後の跡地については、地域のコミュニティ形成の場、公益性の高い施設等の立地スペース、住宅地としての分譲等の活用策を検討します。

| | | / 13 X±1//L | | 2 17150 | |
|--------|------|-------------|------|---------|----|
| 団地名 | 従前戸数 | 構造 | 建設年度 | 戸数 | 備考 |
| 上向西(1) | 8戸 | 簡平 | S39 | -8戸 | |
| 湯田 | 4戸 | 簡平 | S40 | -4戸 | |
| 轟原西 | 7戸 | 簡平 | S42 | -7戸 | |
| 城之口 | 3戸 | 簡平 | S45 | -3戸 | |
| 東谷北 | 5戸 | 簡平 | S50 | -5戸 | |
| 湯之元 | 2戸 | 簡平 | S50 | -2戸 | |
| | 減戸数 | 女計 | | -29戸 | |

用途廃止を実施する団地

第6章 長寿命化のための事業実施予定一覧

これまでの検討結果に基づいた、計画期間内の事業実施予定について以下に示します。

| (金 | | |
|----|--|--|
| | | |

| 種別 | 地域 | 団地名 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | 計画戸数 | 備考 |
|----|-----|----------|-----|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--------------|
| | 宮之坂 | 成 おしどり | 5棟 | 10戸 | 木造 | H29~H33 | 建替 | 建替 | 建替 | 建替 | | | | | | | 30戸 | 旧五日町団地の非現地建替 |
| 八学 | 宮之城 | 成 上向東 | 3棟 | 16戸 | 簡平 | S40 | | | | | 建替 | 建替 | 建替 | | | | 6戸 | |
| 公呂 | 宮之城 | 成 湯之坊 | 5棟 | 20戸 | 簡平 | S48 | | | | | | | | 建替 | 建替 | 建替 | 6戸 | |
| | 鶴田 | 神子 | 7棟 | 17戸 | 簡平.耐火 | S43,S46,S47,S54 | | | | | | | | | 建替 | 建替 | 6戸 | |
| 1 | it | - Cheves | 20棟 | 63戸 | | | | | | | | | | | | | 48戸 | |

②改善事業

| 種別 | 地域 | 団地名 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | 計画戸数 | 備考 |
|-----|-----|------------|-----|------|----|------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-------------------|
| | 宮之城 | 五日町西(1) | 1棟 | 12戸 | 耐火 | S55 | | | | | 耐震診断 | | | | | | 12戸 | 耐震診断結果に基づき耐震改修を行う |
| ı | 宮之城 | 古野 | 4棟 | 8戸 | 木造 | S60 | | 屋根·外壁改修 | | | | | | | 4 | | 8戸 | |
| ı | 宮之城 | ウッドタウン | 18棟 | 34戸 | 木造 | S62~H1 | | | | | | 屋根·外壁改修 | 屋根·外壁改修 | | | | 34戸 | |
| 公営 | 宮之城 | 三腰 | 1棟 | 3戸 | 木造 | H6 | | | | | 屋根·外壁改修 | | | | | | 3戸 | |
| ı | 宮之城 | 観月台 | 11棟 | 22戸 | 木造 | H6∼H8 | | 屋根·外壁改修 | | | | | | | | | 22戸 | |
| ı | 鶴田 | 市場 | 8棟 | 16戸 | 木造 | H2∼H4 | | 屋根·外壁改修 | 屋根·外壁改修 | 屋根·外壁改修 | | | | | | | 16戸 | |
| | 薩摩 | 不堂 | 3棟 | 6戸 | 木造 | H2 | | | | | 屋根·外壁改修 | | | | | | 6戸 | |
| | 鶴田 | つるだ駅ニュータウン | 12棟 | 12戸 | 木造 | H8,H10~H12 | | | | | | | | 屋根·外壁改修 | 屋根·外壁改修 | 屋根·外壁改修 | 12戸 | |
| 特公賃 | 薩摩 | 戸子田(2) | 4棟 | 4戸 | 木造 | H5 | | | | | 屋根·外壁改修 | | | | | | 4戸 | |
| 村公員 | 薩摩 | 藤川 | 6棟 | 6戸 | 木造 | H6 | | | | | | 屋根·外壁改修 | | | | | 6戸 | |
| | 薩摩 | 吉川 | 2棟 | 2戸 | 木造 | H7 | | | | | | | 屋根·外壁改修 | | | | 2戸 | |
| 1 | + | | 70棟 | 125戸 | | | | | | | | | | | | | 125戸 | |

③用途廃止

| 71117 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|--|----|-----|----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|----|
| 種別 | 地域 | 団地名 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | 計画戸数 | 備考 |
| | 宮之城 | 上向西(1) | 2棟 | 8戸 | 簡平 | S39 | | | | | | | | | | 用途廃止 | -8戸 | |
| | 宮之城 | 湯田 | 1棟 | 4戸 | 簡平 | S40 | | | | | | | | | | 用途廃止 | -4戸 | |
| 公営 | 宮之城 | 轟原西 | 2棟 | 7戸 | 簡平 | S42 | | | | | | | | | | 用途廃止 | -7戸 | |
| 公呂 | 宮之城 | 城之口 | 1棟 | 3戸 | 簡平 | S45 | 用途廃止 | | | | | | | | | | -3戸 | |
| | 宮之城 | 東谷北 | 2棟 | 5戸 | 簡平 | S50 | | | | | | | | | | 用途廃止 | -5戸 | |
| | 宮之城 | 湯之元 | 1棟 | 2戸 | 簡平 | S50 | | | | | | | | | | 用途廃止 | -2戸 | |
| - 1 | it | - Constitution of the Cons | 9棟 | 29戸 | | | | | | | | | | | | | -29戸 | |

④維持管理

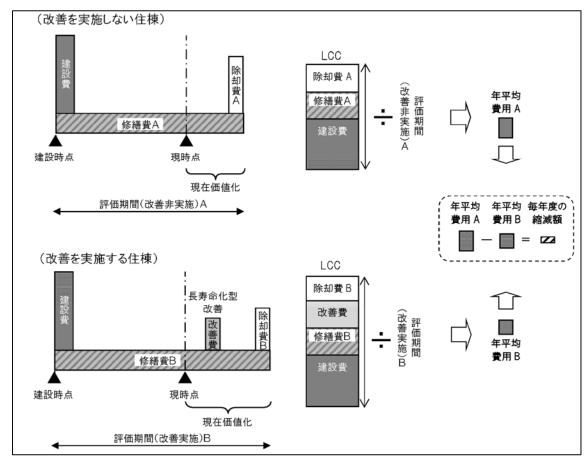
| 種別 | 地域 団地名 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | 計画戸数 | 備考 |
|-----|-------------|-----|------|----|---------|-----|-----|-----|-----|----------------|---------------|-----|-----|-----|----------|------|-------------------|
| | 宮之城 五日町西(2) | 1棟 | 16戸 | 耐火 | S57 | 1 | | | | | | | | | () | 16戸 | 1 |
| | 宮之城 溝添 | 3棟 | 14戸 | 耐火 | S56 | | | | | | | | | | | 14戸 | |
| | 宮之城 上向(1) | 1棟 | 12戸 | 耐火 | S58 | | | | | | | | | | | 12戸 | |
| | 宮之城 上向(2) | 2棟 | 4戸 | 木造 | S60 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 山﨑上 | 2棟 | 4戸 | 木造 | S59 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 柿之木 | 2棟 | 4戸 | 木造 | S59 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 柊野 | 1棟 | 2戸 | 木造 | S59 | | | | | | | | | | | 2戸 | |
| | 宮之城 青芝野 | 2棟 | 4戸 | 木造 | S60,S63 | | | | | | | | | 0. | | 4戸 | |
| | 宮之城 船木下 | 2棟 | 4戸 | 木造 | S60 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 北原 | 2棟 | 4戸 | 木造 | S60 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 上向西(2) | 1棟 | 12戸 | 耐火 | S61 | | | | | | | | | | | 12戸 | |
| | 宮之城 永尾 | 3棟 | 6戸 | 木造 | S61 | - | | | | 計画的修繕,経 | 常的補修の実施 | | | | | 6戸 | |
| | 宮之城 永尾東 | 1棟 | 2戸 | 木造 | S62 | | | | | 日 日本 日本会社に対応しま | 市は「一大人の金は出して日 | | | | | 2戸 | |
| | 宮之城 白尾川 | 1棟 | 4戸 | 耐火 | H10 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 宮之城 平川 | 1棟 | 4戸 | 耐火 | H12 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| 公営 | 宮之城 宮之城東谷 | 19棟 | 38戸 | 木造 | H17~H19 | | | | | | | | | | | 38戸 | |
| | 宮之城 たばる | 2棟 | 4戸 | 木造 | H23 | | | | | | | | | | | 4戸 | Į. |
| | 宮之城 山﨑団地 | 2棟 | 10戸 | 木造 | H25~H26 | | | | | | | | | | | 10戸 | |
| | 鶴田 岩之上 | 9棟 | 23戸 | 耐火 | S58~S60 | | | | | | | | | | | 23戸 | |
| | 鶴田 久保田 | 6棟 | 11戸 | 木造 | S63~H1 | | | | | | | | | | | 11戸 | |
| | 鶴田 あじさい | 8棟 | 16戸 | 木造 | H5∼H7 | | | | | | | | | C. | | 16戸 | |
| | 薩摩 中津川 | 2棟 | 5戸 | 簡平 | S53 | | | | | | | | | | | 5戸 | |
| | 薩摩 向川 | 1棟 | 12戸 | 耐火 | S63 | | | | | | | | | | | 12戸 | |
| | 薩摩 野中 | 1棟 | 12戸 | 耐火 | H1 | J | | | | | | | | | | 12戸 | |
| | 宮之城 正香 | 2棟 | 6戸 | 簡平 | S52 - | 1 | | | | | | | | | | 6戸 | |
| | 宮之城 久富木 | 2棟 | 4戸 | 簡平 | S53 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 薩摩 山峯(2) | 2棟 | 4戸 | 簡平 | S52 | | | | | | | | | | ackslash | 4戸 | |
| | 薩摩 戸子田(1) | 2棟 | 6戸 | 簡平 | S55 | H | | | | 計画期間内 | は維持・保全 | | | | 2 | 6戸 | 入居者が全員退去したのちに用途廃止 |
| | 薩摩 山峯(3) | 2棟 | 4戸 | 簡平 | S55 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 薩摩 武 | 2棟 | 4戸 | 簡平 | S56 | | | | | | | | | | | 4戸 | |
| | 薩摩 金山(2) | 2棟 | 4戸 | 簡平 | S58 - | J | | | | | | | | | | 4戸 | |
| - 1 | | 89棟 | 259戸 | | | | | | | | | | | | | 259戸 | |
| | 管理戸数計 | | 476戸 | | | ż | | | | | | | | | | 432戸 | |

第7章. ライフサイクルコストとその縮減効果

7-1. ライフサイクルコストとその縮減効果算出の考え方

計画期間内に建替事業を実施する公営住宅等についてはライフサイクルコスト(LCC)を算出し、長寿命化型改善事業を実施する公営住宅等について、LCCの縮減効果を算出します。 LCC及びその縮減効果の算出は、改定指針に基づき、以下の考え方のもとに行います。

- ●LCC= (建設費+修繕費+改善費+除却費) /評価期間
- ●LCCの縮減効果=計画前LCC-計画後LCC
 - ・計画前 LCC= (建設費+修繕費 A+除却費 A) /評価期間(改善非実施) A
 - ・計画後 LCC= (建設費+改善費+修繕費 B+除却費 B) /評価期間(改善実施) B



LCC縮減効果の算出イメージ

①建設費

➤ 建替事業のLCC算出に係る建設費は、現在建設中の「おしどり団地」の戸当たり建設費を基に算出します。

| 住戸タイプ | 床面積 | 戸当たり建設費 |
|-------|-----------|-------------|
| Aタイプ | 48. 28 m² | 13,500 千円/戸 |
| Bタイプ | 67. 9 m² | 16,350 千円/戸 |

おしどり団地の床面積あたり建設費

▶ 改善事業のLCC縮減効果算出に係る建設費は、公営住宅については、近傍家賃算出式により算出されている当該住棟の推定再建築費を使用し、特定公共賃貸住宅については、戸当たり建築面積、建設年度等が近似している公営住宅の推定再建築費を基に算出します。

②修繕費

建設後、評価期間末までに実施する累積修繕工費費として、改定指針に示される修繕費 乗率を建設費に乗じて算出します。

なお、改善事業と重複する修繕項目(屋根防水、外壁塗装等)は、累積修繕費から控除 することとします。

③改善費

当計画に基づく改善事業費の総額を計上します。

4除却費

評価期間末に実施する建物の除却費を計上します。

⑤評価期間

評価期間は建物構造別に以下のとおり設定します。

| | | 計画 | 前 LCC 評価期間 | 計画後 LCC 評価期間 |
|----|-----|--------------|-------------|-------------------|
| | | (| 改善非実施) | (改善実施) |
| | | 未経過 | 30年 | 45 年 |
| 木造 | 耐用 | 不胜迥 | (耐用年限) | (耐用年限+15年) |
| 小坦 | 用年限 | 経過 | 建設時点から改善事業 | 計画前 LCC 評価期間+15 年 |
| | | 胜旭 | 実施年度までの期間 | 計画的 LCC 評価期间〒13 平 |
| | | | 50年 | 70 年 |
| | (海 | 域価償却資 | 産の耐用年数等に関する | (耐用年限) |
| 耐火 | ナ | で蔵省令に | 示されている、「鉄筋コ | |
| | ٤ | ノクリート | 造(住宅用):耐用年数 | |
| | 4 | 7年」を基 | に設定) | |

⑥現在価値化

現時点以降に発生する建設費、修繕費、改善費、除却費については、社会的割引率を適用して現在価値化を行います。

- ・現在価値=現時点以降の修繕費、改善費・除却費×現在価値化係数 a
- ・現在価値化係数 $a=1\div(1+b)^c$

b:社会的割引率 4%

c:現時点以降の経過年数

7-2. ライフサイクルコスト縮減効果の算出結果

先のLCC縮減効果算出の考え方に基づき算出したLCC及びその縮減額は、下表の通りとなります。

1. 建替事業のLCC算出結果

| 크바셔 | 4401 | 地域 | += */- | = ₩ | + 生、) 土. | 建 替 | LCC |
|------|------|-----|--------|------------|----------|---------|----------|
| 団地名 | 種別 | | 棟数 | 戸数 | 構造 | 実施年度 | (円/棟・年) |
| おしどり | 公営 | 宮之城 | 15 | 30 | 木造 | H29∼H33 | 865, 365 |
| 上向東 | 公営 | 宮之城 | 3 | 6 | 木造 | H34∼H36 | 607, 737 |
| 湯之坊 | 公営 | 宮之城 | 3 | 6 | 木造 | Н37∼Н39 | 540, 276 |
| 神子 | 公営 | 鶴田 | 3 | 6 | 木造 | Н38∼Н39 | 519, 496 |

2. 改善事業のLCC縮減効果算出結果

①公営住宅

| 団地名 | 住棟 | 地域 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | 改善実 施年度 | 計画前 LCC (円/戸·年) ① | 計画後 LCC (円/戸・年) ② | LCC 縮減効果 (円/棟・年) (①-②)×戸数 |
|----------------------|----|-----|----|----|------|------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 古野 | 1 | 宮之城 | 2 | 木造 | S60 | H31 | 424, 823 | 348, 862 | 151, 922 |
| 古野 | 2 | 宮之城 | 2 | 木造 | S60 | H31 | 424, 823 | 348, 862 | 151, 922 |
| 古野 | 3 | 宮之城 | 2 | 木造 | S60 | H31 | 424, 823 | 348, 862 | 151, 922 |
| 古野 | 4 | 宮之城 | 2 | 木造 | S60 | H31 | 424, 823 | 348, 862 | 151, 922 |
| ウット [*] タウン | 1 | 宮之城 | 2 | 木造 | S62 | Н35 | 378, 931 | 292, 226 | 173, 410 |
| ウット [*] タウン | 2 | 宮之城 | 2 | 木造 | S62 | Н35 | 378, 931 | 292, 226 | 173, 410 |
| ウット [*] タウン | 3 | 宮之城 | 2 | 木造 | S62 | Н35 | 378, 931 | 292, 226 | 173, 410 |
| ウット [*] タウン | 4 | 宮之城 | 2 | 木造 | S62 | Н35 | 403, 000 | 310, 450 | 185, 100 |
| ウット [*] タウン | 5 | 宮之城 | 2 | 木造 | S62 | Н35 | 403, 000 | 310, 450 | 185, 100 |
| ウット [*] タウン | 6 | 宮之城 | 2 | 木造 | S63 | Н35 | 463, 795 | 358, 444 | 210, 702 |
| ウット [*] タウン | 7 | 宮之城 | 2 | 木造 | S63 | Н35 | 463, 795 | 358, 444 | 210, 702 |
| ウット [*] タウン | 8 | 宮之城 | 2 | 木造 | S63 | Н35 | 463, 795 | 358, 444 | 210, 702 |
| ウット [*] タウン | 9 | 宮之城 | 2 | 木造 | S63 | H35 | 440, 523 | 340, 108 | 200, 830 |
| ウット [*] タウン | 10 | 宮之城 | 1 | 木造 | H1 | Н36 | 364, 779 | 281, 585 | 83, 194 |
| ウット [*] タウン | 11 | 宮之城 | 1 | 木造 | H1 | Н36 | 463, 456 | 356, 677 | 106, 779 |
| ウット [*] タウン | 12 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 375, 017 | 289, 469 | 171, 096 |
| <u>ウット゛</u> タウン | 13 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 375, 017 | 289, 469 | 171, 096 |
| <u>ウット゛</u> タウン | 14 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 375, 017 | 289, 469 | 171, 096 |
| <u>ウット゛</u> タウン | 15 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 391, 717 | 302, 207 | 179, 020 |
| <u>ウット゛</u> タウン | 16 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 415, 382 | 320, 736 | 189, 292 |
| ウット゛ <i>タ</i> ウン | 17 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 415, 382 | 320, 736 | 189, 292 |
| <u>ウット゛</u> タウン | 18 | 宮之城 | 2 | 木造 | H1 | Н36 | 415, 382 | 320, 736 | 189, 292 |
| 三腰 | 1 | 宮之城 | 3 | 木造 | Н6 | H34 | 460, 986 | 350, 847 | 335, 823 |
| 観月台 | 1 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н6 | H31 | 511, 303 | 389, 873 | 242, 860 |
| 観月台 | 2 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н6 | H31 | 486, 229 | 370, 261 | 231, 936 |
| 観月台 | 3 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н6 | H31 | 500, 438 | 380, 513 | 239, 850 |
| 観月台 | 4 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н7 | H31 | 508, 858 | 386, 394 | 243, 464 |
| 観月台 | 5 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н7 | H32 | 496, 631 | 375, 820 | 241, 622 |

| 団地名 | 住棟 | 地域 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | 改善実 施年度 | 計画前 LCC (円/戸·年) ① | 計画後 LCC (円/戸・年) ② | LCC 縮減効果 (円/棟・年) (①-②)×戸数 |
|-----|----|-----|----|----|------|------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 観月台 | 6 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н7 | H32 | 508, 953 | 384, 998 | 247, 910 |
| 観月台 | 7 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н7 | H32 | 499, 842 | 378, 440 | 242, 804 |
| 観月台 | 8 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н7 | H32 | 499, 842 | 378, 440 | 242, 804 |
| 観月台 | 9 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н8 | Н33 | 506, 981 | 381, 978 | 250, 006 |
| 観月台 | 10 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н8 | Н33 | 532, 452 | 401, 675 | 261, 554 |
| 観月台 | 11 | 宮之城 | 2 | 木造 | Н8 | Н33 | 532, 452 | 401, 675 | 261, 554 |
| 市場 | 1 | 鶴田 | 2 | 木造 | Н2 | H31 | 362, 744 | 282, 307 | 160, 874 |
| 市場 | 2 | 鶴田 | 2 | 木造 | Н2 | H31 | 381, 792 | 296, 331 | 170, 922 |
| 市場 | 3 | 鶴田 | 2 | 木造 | НЗ | H32 | 361, 708 | 279, 354 | 164, 708 |
| 市場 | 4 | 鶴田 | 2 | 木造 | НЗ | H32 | 355, 316 | 273, 909 | 162, 814 |
| 市場 | 5 | 鶴田 | 2 | 木造 | НЗ | H32 | 361, 708 | 279, 354 | 164, 708 |
| 市場 | 6 | 鶴田 | 2 | 木造 | НЗ | H32 | 355, 316 | 273, 909 | 162, 814 |
| 市場 | 7 | 鶴田 | 2 | 木造 | H4 | Н33 | 379, 712 | 291, 654 | 176, 116 |
| 市場 | 8 | 鶴田 | 2 | 木造 | H4 | Н33 | 381, 693 | 292, 350 | 178, 686 |
| 不堂 | 1 | 薩摩 | 2 | 木造 | Н2 | H34 | 600, 979 | 458, 167 | 285, 624 |
| 不堂 | 2 | 薩摩 | 2 | 木造 | Н2 | H34 | 600, 979 | 458, 167 | 285, 624 |
| 不堂 | 3 | 薩摩 | 2 | 木造 | Н2 | H34 | 600, 979 | 458, 167 | 285, 624 |

②特定公共賃貸住宅

| 団地名 | 住棟 | 地域 | 戸数 | 構造 | 建設年度 | 改善実 施年度 | 計画前 LCC (円/戸·年) ① | 計画後 LCC (円/戸・年) ② | LCC 縮減効果 (円/棟・年) (①-②)×戸数 |
|------------|----|----|----|----|------|------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| つるだ駅ニュータウン | 1 | 鶴田 | 1 | 木造 | Н8 | Н37 | 611, 555 | 458, 436 | 153, 119 |
| つるだ駅ニュータウン | 2 | 鶴田 | 1 | 木造 | Н8 | Н37 | 611, 555 | 458, 436 | 153, 119 |
| つるだ駅ニュータウン | 3 | 鶴田 | 1 | 木造 | Н8 | Н37 | 611, 555 | 458, 436 | 153, 119 |
| つるだ駅ニュータウン | 4 | 鶴田 | 1 | 木造 | Н8 | Н37 | 611, 555 | 458, 436 | 153, 119 |
| つるだ駅ニュータウン | 5 | 鶴田 | 1 | 木造 | H10 | H38 | 627, 744 | 467, 192 | 160, 552 |
| つるだ駅ニュータウン | 6 | 鶴田 | 1 | 木造 | H10 | H38 | 627, 744 | 467, 192 | 160, 552 |
| つるだ駅ニュータウン | 7 | 鶴田 | 1 | 木造 | H10 | H38 | 627, 744 | 467, 192 | 160, 552 |
| つるだ駅ニュータウン | 8 | 鶴田 | 1 | 木造 | H10 | H38 | 627, 744 | 467, 192 | 160, 552 |
| つるだ駅ニュータウン | 9 | 鶴田 | 1 | 木造 | H11 | Н39 | 635, 960 | 471, 376 | 164, 584 |
| つるだ駅ニュータウン | 10 | 鶴田 | 1 | 木造 | H11 | Н39 | 635, 960 | 471, 376 | 164, 584 |
| つるだ駅ニュータウン | 11 | 鶴田 | 1 | 木造 | H12 | Н39 | 643, 471 | 475, 700 | 167, 771 |
| つるだ駅ニュータウン | 12 | 鶴田 | 1 | 木造 | H12 | Н39 | 643, 471 | 475, 700 | 167, 771 |
| 戸子田(2) | 1 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н5 | H34 | 490, 240 | 373, 468 | 116, 772 |
| 戸子田(2) | 2 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н5 | H34 | 490, 240 | 373, 468 | 116, 772 |
| 戸子田(2) | 3 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н5 | H34 | 490, 240 | 373, 468 | 116, 772 |
| 戸子田(2) | 4 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н5 | H34 | 490, 240 | 373, 468 | 116, 772 |
| 藤川 | 1 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | H35 | 535, 854 | 405, 325 | 130, 529 |
| 藤川 | 2 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | H35 | 551, 973 | 416, 999 | 134, 974 |
| 藤川 | 3 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | H35 | 556, 139 | 420, 016 | 136, 123 |
| 藤川 | 4 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | H35 | 551, 395 | 416, 580 | 134, 815 |
| 藤川 | 5 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | Н35 | 526, 998 | 397, 517 | 129, 481 |
| 藤川 | 6 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н6 | Н35 | 528, 513 | 398, 615 | 129, 898 |
| 吉川 | 1 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н7 | Н36 | 572, 529 | 430, 060 | 142, 469 |
| 吉川 | 2 | 薩摩 | 1 | 木造 | Н7 | Н36 | 572, 529 | 430, 060 | 142, 469 |